

# スマートマンション導入促進事業

## 手続きの手引き

(第二期助成制度編)

(平成 28 年 3 月)

※第二期助成制度では平成 27 年度から平成 30 年度において助成金交付申請を受付けします。

### (お問合せ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社  
東京都地球温暖化防止活動推進センター  
(愛称：クール・ネット東京)  
〒163-0810  
東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル10階  
電話番号：03-5990-5085  
F A X：03-6279-4697  
ホームページ：<http://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/mems/>  
メールアドレス：[cnt-smart@tokyokankyo.jp](mailto:cnt-smart@tokyokankyo.jp)  
受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9：00～17：00

### 東京都地球温暖化防止活動推進活動センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 24 条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。

東京においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成 20 年 2 月 4 日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年 4 月 1 日に活動を開始しました。

本助成金に申請、又は本助成金を受給される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」といいます。）が実施する本助成金交付事業につきましては、東京都の出えん金を基にした基金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められています。公社としても助成金に係わる不正行為に対しては厳正に対処いたします。

そこで、本助成金に申請をされる方、申請後助成金を受給される方におかれましては、以下の点について、十分に認識された上で、申請・受給されますよう、お願いいたします。

1. スマートマンション導入促進事業(以下「本事業」といいます。)については、スマートマンション導入促進事業実施要綱(平成 26 年 3 月 31 日付 25 環工分第 39 号環境局長決定。以下「実施要綱」といいます。)及びスマートマンション導入促進事業(第二期)助成金交付要綱(平成 27 年 7 月 13 日付 27 都環公総地第 534 号。以下「交付要綱」といいます。)に基づき実施いたします。
2. 本助成金の申請者が公社に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
3. 助成対象経費については、平成 27 年 3 月 31 日以前において、契約、工事着手等を行っていた場合は、助成金を交付することはできません。
4. 以上「2.」「3.」の事項に違反した場合は、公社からの助成金の交付決定及びその他の決定を取り消します。また、公社からの助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金(年 10.95%の利率)を加えてお返しいただくこととなります。

- 1 事業の概要
  - 1.1 目的
  - 1.2 事業スキーム
  - 1.3 スケジュールフロー図
- 2 助成内容
  - 2.1 助成対象事業者
  - 2.2 助成対象事業
  - 2.3 交付の条件
  - 2.4 助成対象経費
  - 2.5 助成金の額
  - 2.6 助成対象事業者による報告等
  - 2.7 本事業の実施期間
- 3 申請の方法
  - 3.1 申請受付期間
  - 3.2 交付申請
  - 3.3 申請に当たっての留意事項
  - 3.4 交付決定
  - 3.5 申請の撤回
  - 3.6 実績報告
  - 3.7 助成金の額の確定
  - 3.8 助成金の交付
- 4 助成金交付後の手続き等
  - 4.1 助成事業の承継
  - 4.2 事情変更による決定の取消し等
  - 4.3 助成事業の計画変更について
  - 4.4 事業者情報の変更について

- 4.5 債権譲渡の禁止について
- 4.6 交付決定の取消し
- 4.7 助成金の返還
- 4.8 違約加算金
- 4.9 延滞金
- 4.10 他の助成金等の一時停止等
- 4.11 財産の管理及び処分等
- 4.12 助成事業の経理等
- 4.13 調査等、指導・助言、実績の報告
- 4.14 個人情報等の取扱い
- 4.15 免責
- 5 参考資料
- 6 Q&A
- 7 注意事項
- 8 申請書類作成要領
- 9 東京都環境公社登録システム・機器一覧  
実施要綱・交付要綱

**「賢い節電」への御協力をお願い**  
電気の無駄遣いをなくし、都市の魅力や快適性を大事にしながら  
需給のひっ迫にも弾力的に対応できる「賢い節電」への御協力を  
お願いします。

## 1 事業の概要

### 1.1 目的

東京都は、低炭素・快適性・防災力を同時に兼ね備えた「スマートエネルギー都市」の実現を目指して、賢い節電・省エネの徹底と定着、低炭素・自立分散型エネルギー源の普及及びエネルギーマネジメントによる需給の最適制御を促進する取組を進めています。

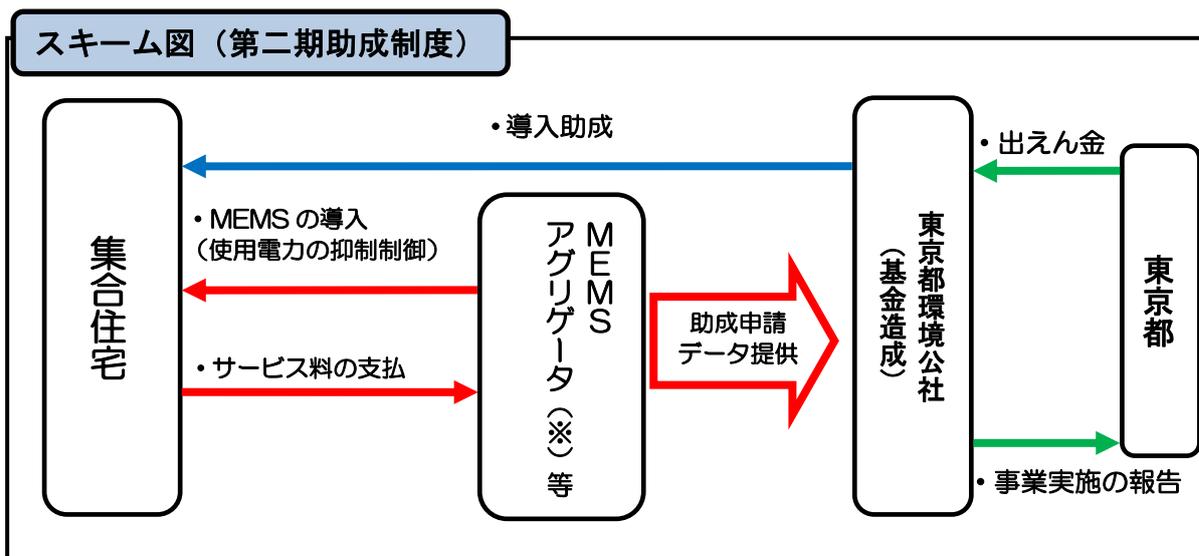
本事業は、建物全体のエネルギー需要の状況を総合的に把握し、機器や設備の運転を効率的に行うためのMEMSが普及していない集合住宅を対象に、MEMSアグリゲータ事業者を通じた効率的なエネルギー管理を推進するMEMSの導入を支援し、エネルギーマネジメントの普及・拡大を図ることを目的に実施するものです。

### 目指すべきスマートエネルギー都市



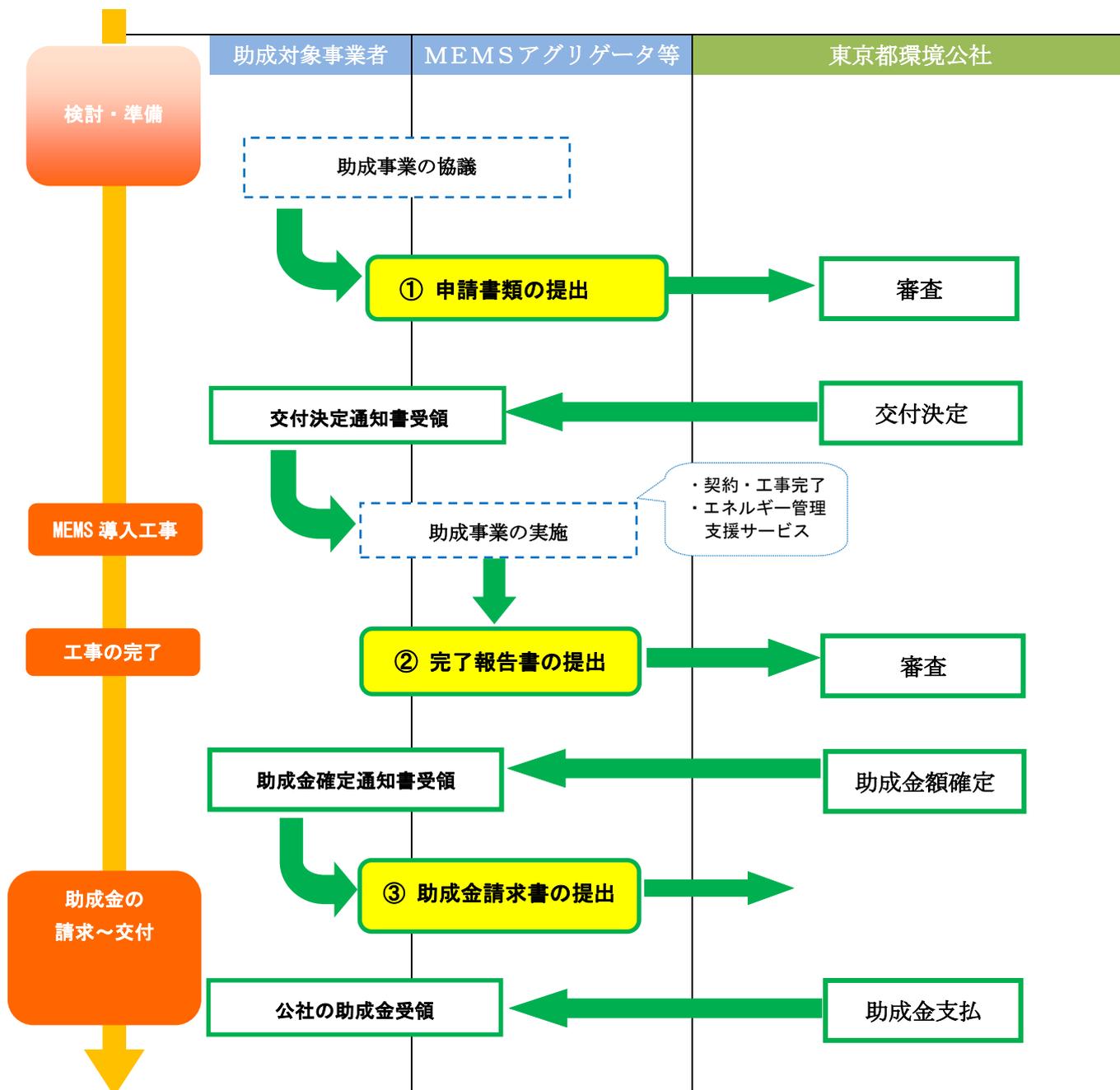
## 1.2 事業スキーム

本事業では、東京都からの出えんにより、平成 26 年度から平成 30 年度にかけて、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」といいます。）に 10 億円の基金を造成します。この基金を基に、都内の集合住宅において、MEMSを導入する事業に対し、その経費の一部について助成を行うものです。本事業のスキームは次のとおりです。



(※) 一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）が実施する補助事業において、集合住宅にMEMSを導入するとともに、エネルギー管理支援サービス（電力消費量を把握し節電を支援するコンサルティングサービス）を行うエネルギー利用情報管理運営者として同法人の登録を受けた事業者をいう。

### 1.3 スケジュールフロー図



助成事業手続きの流れ

- 1 東京都環境公社（東京都）の交付決定通知をもって、MEMS設置工事の契約を締結し、工事に着手します（ただし、平成27年4月1日から平成27年8月31日までにMEMS工事の契約締結をした案件があれば交付申請の受付対象とします。平成27年12月28日までに申請してください（必着）。）。
- 2 設置工事完了後、完了報告書を東京都環境公社へ提出します。東京都環境公社は書類審査や現場調査を行い、助成金額を確定します。
- 3 東京都環境公社の助成金確定通知をもって、助成対象事業者は助成金の請求を行います。東京都環境公社は当該請求に基づき、助成金を支払います。

## 2 助成内容

### 2.1 助成対象事業者 (交付要綱第3条参照)

本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」といいます。）は、次のいずれかに該当するものとします。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超える法人を除きます。

- (1) 2.2の助成対象事業を実施する集合住宅の全戸の所有者、又は管理組合（新築された集合住宅であって、管理組合が設置されていない場合にあつては、当該集合住宅の建築主とします。）
- (2) (1)に掲げる者のほか、助成対象設備を所有するもの（(1)に掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限り。）
- (3) (1)及び(2)に掲げる者のほか、(1)に掲げる者とエネルギー管理支援サービスに係る契約を締結し、かつ、(2)に掲げる者とリース契約又は割賦販売の契約を締結しているもの（(1)及び(2)に掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限り。）

### 2.2 助成対象事業 (交付要綱第4条参照)

次の全ての要件を満たす事業に対して助成を行います。

- (1) 都内の集合住宅（新築のものにあつては、住戸の数が100戸未満のものに限り。）において、MEMSを設置すること。
- (2) 2.1(1)の助成対象事業者が、同一のMEMSアグリゲータ又はMEMS事業者と2年以上のエネルギー管理支援サービスに係る契約を締結すること。
- (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する「スマートマンション導入加速化推進事業（以下「国事業」といいます。）」に係る補助に関して、交付対象として決定を受けていないこと。

### 2.3 助成対象設備 (交付要綱第5条、第6条参照)

東京都環境公社で登録した機器を助成対象機器とします。59ページ「9 東京都環境公社登録システム・機器一覧」に掲載のシステム・機器を助成対象とします（内容を更新することがあります。最新の情報は公社ホームページに掲載します。）。

## 2.4 交付の条件 (交付要綱第13条参照)

公社は、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を満たすことを条件とします。以下の条件を御理解いただき、承諾した場合のみ助成金の申請を行ってください。

- (1) MEMSアグリゲータの行うエネルギー管理支援サービス（以下「サービス」という。）を活用して、建物全体（集合住宅の部分に限る。）の電力消費量を10%以上削減するよう努めるとともに、サービス開始後2年間の電力消費量に関する実績について、東京都が報告を求めたときは、別に定める方法により、これに応じることとします。
- (2) 電力需給契約を結ぶ電力会社等から電力の需給ひっ迫時に節電要請を受けるデマンドレスポンス契約を締結することとします。この場合、電力会社等からの要請があった場合には、必ず対応の上、その実績を「スマートマンション導入促進事業に係る節電対応実績報告書」(第10号様式)により、速やかに公社に報告してください。
- (3) 電力需給契約を締結する電力会社等にデマンドレスポンス契約の形態がない場合等は、「スマートマンション導入促進事業に係る節電対応届出書」(第11号様式)を事前に提出し、届出を行ってください。東京都を管轄する一般電気事業者が公表する電力使用の見通しにおいて、電力使用率(=電気の最大需要見込量÷電気の供給可能量(%))が97%以上となる場合は、交付対象の集合住宅(マンション)で「スマートマンション導入促進事業に係る節電対応届出書」(第11号様式)により届け出た対策を必ず行ってください。実施した内容等については、「スマートマンション導入促進事業に係る節電対応実績報告書」(第10号様式)により、速やかに公社へ報告してください。
- (4) (2)から(3)における報告については、以下の期間を対象とします。
  - ア 夏期(7月1日～9月30日)
  - イ 冬期(12月1日～2月28日)
- (5) (2)及び(3)に該当しない場合においても、東京都内において、電力需給ひっ迫警報又は電力使用制限令が発せられた場合には、必ず電力使用を抑制の上、その実績を「スマートマンション導入促進事業に係る節電対応実績報告書」(第10号様式)により、速やかに公社に報告してください。本事業に係る東京都から公社への委託が終了しているときは、「公社」とあるのは「東京都」と読み替えて適用します。

MEMSアグリゲータ等は、政府の節電ポータルサイト(節電.go.jp  
<http://setsuden.go.jp/>)のひっ迫お知らせサービスに登録するなど、電力使用率の把握等に努めてください。
- (6) 目的を一とする事業に関して本助成金以外に東京都から交付される助成金その他の給付金を受給することはできません。

※ リース事業者等からのサービスを利用して助成事業を行う場合は、以下の条件を満たすこととします。

- ・ 1年以上の契約解除禁止期間を設定することとします。
- ・ 助成対象となる設備は、原則として、処分制限期間(5年)の間使用することを前

提とした契約であることとします（契約終了後、サービスを提供する事業者が保有する設備をMEMS導入事業者に譲渡する契約も認めます。）。

- ・ サービス利用者に対して東京都の助成金相当分の利益が還元される契約であることとします。

## 2.5 助成対象経費（交付要綱第7条参照）

設備費及び工事費とします。ただし、平成27年3月31日以前にMEMS設置工事契約を締結したものについては対象外とします。

## 2.6 助成金の額（交付要綱第8条参照）

助成金の交付額は、助成対象経費の2分の1の額（他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、補助対象経費の2分の1の額から他の団体からの補助金の額を控除した額）とします。本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

## 2.7 助成対象事業者による報告等（交付要綱第13条参照）

助成対象事業者は、MEMSアグリゲータ等の行うエネルギー管理支援サービスを活用して次の事項を行うよう努めるものとします。

- (1) 既築の建物にあってはMEMS設置前の建物全体（集合住宅の部分に限ります。）の電力消費量と比較して、新築の建物にあってはMEMSを設置しておらず、かつ、面積、施設等が当該建物と同等の建物の全体と比較して、その建物全体の電力消費量の10%を削減することが必要です。また、東京都が報告を求めたときは、別途指示する方法によりこれに応じてください。
- (2) 需給ひっ迫時は電力会社等からの節電要請に対応し、電力使用を抑制してください。また、別途指示する日までに公社に報告をすることが必要です。

## 2.8 本事業の実施期間（交付要綱第9条参照）

本事業の実施期間は、エネルギー管理支援サービス開始日から少なくとも2年後までとします。ただし、エネルギー管理支援サービス期間が2年に満たない場合は、その期間とします。

### 3 申請の方法

#### 3.1 申請受付期間

平成 27 年 9 月 1 日 (火曜) から 平成 30 年 4 月 27 日 (金曜) (必着) まで

締切り後の申請は、受け付けられませんので御注意ください。

	年度					
	27	28	29	30	31	32
交付申請受付期間	→					
	平成 27 年 9 月から平成 30 年 4 月 27 日まで					
工事期間	→					
	工事完了報告書提出期限 平成 30 年 12 月 28 日					
効果の報告	→					
	工事が完了した年度の翌年度から 2 年間効果の報告					

助成金の交付を希望する方は、本期間内において、下記により「交付申請」の手続きを行ってください。

なお、申請書類の作成に当たっては、以下の記載事項のほか、12 ページ「3.3 申請に当たっての留意事項」、23 ページ「6 Q&A」、29 ページ「7 注意事項」及び 30 ページ「8 申請書類作成要領」等を必ず確認いただきますようお願いいたします。

また、基金の範囲を超えた日をもって、交付申請の受付を停止します。

注1 基金の範囲を超えた日に複数の「スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付申請書」（第 1 号様式）が提出された場合は、その日に提出された交付申請書を対象に抽選を行います。

#### 3.2 交付申請（交付要綱第 10 条）

- (1) 助成金の交付を希望する方は、速やかに「スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付申請書」（第 1 号様式）及び当該申請に必要な添付書類（15 ページ 別表第 1）をとりまとめ、公社に提出してください。
- (2) 公社は、申請書類の審査を行った上で、書類に不備がなく交付条件を満たす場合において、「スマートマンション導入促進事業に係る助成金交付決定通知書」（第 8 号様式）を送付します。また、必要事項が適切に記入されていない場合、又は添付書類に不備がある場合は、「スマートマンション導入促進事業に係る助成金不交付決定通知書」（第 9 号様式）によりその旨を通知します。

### 3.3 申請に当たっての留意事項

- (1) 審査の過程で、現地確認や調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いします。
- (2) 審査中の途中経過等に関するお問合せには、一切応じかねますのであらかじめ御了承ください。
- (3) 選考に係わる審査料等は徴収しませんが、申請書類作成や送付等に係る経費は、助成金申請者の自己負担になります。
- (4) 交付決定後、助成金申請者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- (5) 職員への働きかけや陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外します。
- (6) リース等で助成事業を行う場合の留意点は以下のとおりです。
  - ① MEMSアグリゲータ等がリース等によってシステム・機器を提供する場合には、リース料等から助成金相当分が減額されることを記載した書類(助成金の有無で各々、リース料等の基本金額、賃金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示できることとします。
  - ② リース期間等については、導入した助成対象設備を処分制限期間の間使用することを前提とした契約とすることとします。なお、リース事業者等が保有する設備を契約終了後に共同申請者に譲渡する契約も認めます。この場合、共同申請者は所有権異動後も、助成対象設備を助成金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとします。

### 3.4 交付決定 (交付要綱第12条参照)

交付、又は不交付の結果については、その可否を書面で通知いたします。

- (1) 交付申請書類において不備等はないか否か、必要に応じて行う現地確認等の審査の結果に基づき、公社が当該募集の助成枠の範囲内で助成金の交付を決定した助成金申請者(以下「助成対象事業者」と言います。)には、助成事業名、助成対象経費及び助成金の額等について記載した「スマートマンション導入促進事業に係る助成金交付決定通知書」(第8号様式)を送付します。
- (2) 交付決定に当たっては、助成金の適正な交付を行うために必要と認めたときは、申請内容について修正を加え又は条件を付して交付決定を行う場合があります。また公社は、必要に応じて、助成対象事業者に対し現地確認を行うことがありますので、その際は、

御協力をお願いします。なお、不交付のときは、「スマートマンション導入促進事業に係る助成金不交付決定通知書」（第9号様式）を送付します。

注1 助成金交付申請書を先着順に受け付けたものについて、審査の対象とします。

注2 公社からの助成金交付の決定（以下「交付決定」という）を受けて助成対象事業を実施します。交付決定前にMEMS設置工事の契約・着手を行うことはできません。

### 3.5 申請の撤回（交付要綱第14条参照）

助成事業者は、交付決定の内容、又はこれに付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、「スマートマンション導入促進事業に係る助成金交付決定通知書」（第8号様式）を受領した日から14日以内に「スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付申請撤回届出書」（第12号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

### 3.6 実績報告（交付要綱第20条参照）

- (1) 助成事業に係る工事が完了したときは、速やかに「スマートマンション導入促進事業工事完了報告書」（第17号様式）及び当該報告に係る添付書類（16ページ 別表第2）をとりまとめ、公社へ提出してください。
- (2) 平成30年12月28日（金曜日）（必着）までに、「スマートマンション導入促進事業工事完了報告書」（第17号様式）及び必要書類を提出してください。

申請に当たっては、以下の点に御注意ください。

・（別表第2）No. 3 関係

エネルギー管理支援サービスのサービス契約書により、マンション所有者とは別者である居住者が、自ら使用する部分のエネルギー使用量について「可視化」するサービスを利用していることが確認できるものとします。

・（別表第2）No. 14 関係

契約設計図書の写しは、以下の内容がわかるものとしてください。

- ① エネルギー使用量を可視化できる場所（特に居住部の計測箇所）が明確にされているものとします。
- ② 計測・制御が明確になるよう作成されたものとします。
- ③ 自ら使用する部分（専有部）のエネルギー使用量を可視化するサービスについて、居住者が利用できることを確認できるものとします。

### 3.7 助成金の額の確定（交付要綱第 21 条参照）

公社は、「スマートマンション導入促進事業工事完了報告書」（第 17 号様式）を受領したあと、書類の審査及び現地調査等により助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を「スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金確定通知書」（第 22 号様式）により通知します。

### 3.8 助成金の交付（交付要綱第 22 条参照）

助成事業者は公社の「スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金確定通知書」（第 22 号様式）をもって、「スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付請求書」（第 23 号様式）を提出することとします。

- (1) 「スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付請求書」（第 23 号様式）の内容が、公社の「スマートマンション導入促進事業に係る助成金交付決定通知書」（第 8 号様式）、又は「スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金確定通知書」（第 22 号様式）の内容と違う場合、助成金の支払いが行われないことがあります。
- (2) 助成金の振込口座は原則として対象設備の所有者である助成対象事業者の口座としますが、共同申請の場合は、共同申請者で協議の上、複数口座の振込みも可能とします。  
複数口座への振込みを希望する方は、「スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付請求書」（第 23 号様式）の「交付請求額」欄に総請求金額を記入し、その下に内訳として申請者名と金額を記入してください。

(別表第1) (第10条第1項関係必要書類)

(交付申請書類一覧)

No.	必要書類	様式	内容・作成上の留意事項
1	スマートマンション導入促進事業(第二期)助成金交付申請書	第1号様式	両面印刷してください。また、10%以上の節電が見込める根拠となる資料を別途提出してください。
2	誓約書	第2号様式	共同申請の場合は共同申請者全員分が必要です。
3	助成事業費提出見積一覧	第3号様式	No.8で提出する見積書の主な内容を一覧できるように記入してください。
4	事業計画書	第4号様式	助成対象事業者及び居住者がどのようなエネルギー管理支援サービスを受けるのか分かるように記入してください。
5	システム構成図	第5号様式	計測・制御箇所、助成対象範囲が明確になるよう記入してください。
6	計測・制御対象一覧(ポイントリスト)※共用部及び専有部	第6号様式	計測・制御箇所が明確になるよう記入してください。
7	助成事業除外住戸申告書	第7号様式	助成事業への参加について同意を得ることができない住戸がある場合に記入し、提出してください。
8	見積書	写し	助成事業費提出見積一覧(第3号様式)に記入した見積金額が明記されているもの。また、登録された計測機器の型番が記されているものを用意してください。
9	設計図書(承認図)	写し	システム・機器の要件が確認できるもの(例えば、平面図、配線図、電気設備系統図、機器リストなど)。既築の場合は、既存の竣工図に本申請のシステム・機器が追記されたもの。また、整備個所がわかるようマーカ等で明示してください。
10	(該当する場合のみ) (法人)登記簿謄本	原本	発行後3か月以内のものを提出してください。
11	デマンドレスポンス契約の内容が分かる書類	写し	デマンドレスポンス契約をした場合
12	節電対応届出書	第11号様式	デマンドレスポンス契約をしていない場合
13	建築確認申請書	写し	新築の場合のみ
14	返信用封筒(角型2号)2枚 (送付先が記入されたもの)	—	公社からの交付決定通知書、助成金確定通知書等の送付用(送付先が記入されたもの)
15	その他公社が必要と認める書類	—	(例)・「リース料金計算書」(リース事業者が共同申請者となっている場合) ・「機器リスト」(設計図書(承認図)に記載できない場合)など

注1 申請書類(添付書類含む。)等については、本審査以外には使用しません。

注2 必要書類への記入漏れや不備等があった場合は、書類審査で不採択となることがありますので、漏れのないよう、提出前によく確認してください。

注3 申請書類について、公社より修正をお願いする場合があります。

注4 提出された申請書類及び添付資料は原則として返却いたしませんので、控え(写し)をとっておい

てください。

(別表第2) (第20条第1項関係必要書類)

(完了報告書類一覧)

No.	必要書類	様式	内容・作成上の留意事項
1	工事完了報告書	第17号様式	
2	事業報告書	第18号様式	助成対象事業者及び居住者がどのようなエネルギー管理支援サービスを受けるのか具体的に確認できるもの。
3	エネルギー管理支援サービスのサービス契約書	写し	(アグリゲータ等と交わした契約内容を確認する書類) ※13 ページ下段の注意事項を参照のこと。
4	重要事項説明書、管理規約又は使用細目、賃貸契約書、同意書等	写し	住居者からエネルギー管理支援サービス契約の理解や承諾を得たことを示す資料
5	計測・制御対象一覧 (ポイントリスト)	第6号様式	交付申請時と同一の様式を用いること。
6	助成事業除外住戸申告書	第7号様式	(該当する場合のみ)
7	電力需給契約に係る書類	写し	
8	MEMS導入に係る契約書類 (工事請負、リース等)	写し	・助成対象範囲が分かるもの ・設置箇所等が明確に表示されているもの
9	見積金額推移書	第19号様式	
10	助成事業者への請求書	写し	
11	支払いが証明できる書類	写し	振込完了証明、着金証明 等
12	利益排除計算書	写し	(該当する場合のみ) 証拠書類含む。助成金申請者が自社製品を調達して設置する場合など。
13	発注区分	第20号様式	
14	検収書、契約設計図書	写し	※13 ページ下段の注意事項を参照のこと。
15	助成金口座振替依頼書	第21号様式	
16	振込口座が確認できる書類	写し	振込口座の通帳のコピー (口座番号・名義がわかる面) など振込口座が確認できる書類。又は小切手帳や銀行から送付される振込明細書で金融機関名、支店名、口座番号がわかるもの
17	工事写真	—	
18	その他公社が必要と認める書類	—	

注1 申請書類及び添付書類等については、本審査以外には使用しません。

注2 必要書類への記入漏れや不備等があった場合は、書類審査で不採択となることがありますので、漏れのないよう、提出前によく確認してください。

注3 申請書類について、公社より修正をお願いする場合があります。

注4 提出された申請書類及び添付資料は、原則として返却いたしませんので、控え (写し) をとっておいてください。

## 4 助成金交付後の手続き等

### 4.1 助成事業の承継（交付要綱第 15 条参照）

助成対象事業者は、相続、法人の合併若しくは分割等により助成事業を行う者が変更される場合において、又は契約により共同申請者への所有権移転が行われる場合において、その変更により事業を承継する者が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、「スマートマンション導入促進事業助成事業継続実施承認申請書」（第 13 号様式）をあらかじめ公社に提出し公社の承認を得ることで、その者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継することができます。

### 4.2 事情変更による決定の取消し等（交付要綱第 16 条参照）

助成金交付決定後、天災地変その他事情の変更により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合には、公社は助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとします。

### 4.3 助成事業の計画変更について（交付要綱第 17 条参照）

助成事業者は、助成事業の内容を変更するとき、又は助成対象経費の内訳を変更するときには、あらかじめ「スマートマンション導入促進事業助成事業計画変更申請書」（第 15 号様式）を提出してください。公社は申請内容が妥当であると認めるときは変更を承認します。ただし、交付決定額が増額することはありません。

注 1 申請が妥当であると認められた場合は、公社が必要に応じ条件を付して、その旨を通知します。

### 4.4 事業者情報の変更について（交付要綱第 18 条参照）

助成事業者は、氏名、住所等を変更した場合は、速やかに、「スマートマンション導入促進事業住所等の変更届出書」（第 16 号様式）を提出してください。

### 4.5 債権譲渡の禁止について（交付要綱第 19 条参照）

助成金交付決定によって生じる権利の全部又は一部について、第三者に譲渡し、又は継承することは原則として認められません（4.1 助成事業の承継にある承継を除きます）。

ただし、東京都及び公社が事前にその旨を承認することで、助成金交付に係る地位を継承することが認められる場合があります。

#### 4.6 交付決定の取消し（交付要綱第 23 条参照）

- (1) 次のような場合には、助成金交付決定の取消しを受けます。
- ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき
  - ② 交付決定の内容、又は目的に反して助成金を使用したとき
  - ③ 本事業に係る東京都、又は公社の指示に従わなかったとき
  - ④ 交付決定を受けた者が暴力団等、又は暴力団に至ったとき
  - ⑤ その他助成金の交付決定の内容、又はこれに付した条件その他法令に違反したとき
- (2) 公社は（1）によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象事業者へ通知をします。
- （取消しの具体例）
- ① 東京都が交付する他の助成金との重複受給が判明した場合
  - ② 本要項及び交付要綱に明記されている本事業に必要な実績等の書類が提出されない場合

#### 4.7 助成金の返還（交付要綱第 24 条参照）

助成事業者による事業内容の虚偽申請、助成金等の重複受給、その他違反が判明した場合、以下の①、②の措置が講じられることがあります。なお、公社が取消しを行った場合において、既に交付を行った助成金があるときは、当該助成事業者は助成金の全部又は一部を返還しなければなりません。また、助成事業者は公社からの助成金返還請求を受け、当該助成金を返還したときは「スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金返還報告書」（第 24 号様式）により公社に報告する必要があります。

- ① 交付決定の取消し、助成金等の返還による加算金の納付
- ② 助成対象事業者等の名称及び不正の内容の公表

#### 4.8 違約加算金（交付要綱第 25 条参照）

助成金交付の取消し又は助成金の返還となった助成事業者については、助成金交付決定額に年率 10.95%を加算した額を、返還納付日まで加算させていただきます。助成事業者は、違約加算金の請求を受けた場合には、これを公社に納付しなければなりません。

#### 4.9 延滞金（交付要綱第 26 条参照）

助成事業者が返還請求に応じず、返還納付期限までに助成金の返還を行わなかった場合、公社は年率 10.95%の割合を乗じて計算した延滞金を請求します。助成事業者は、延滞金の請求を受けた場合には、これを公社に納付しなければなりません。

#### 4.10 他の助成金等の一時停止等（交付要綱第 27 条参照）

公社は助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該助成金、違約加算金若しくは遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

#### 4.11 財産の管理及び処分等（交付要綱第 28 条参照）

- (1) 助成事業者は、助成事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」と言います。）については、善良な管理者の注意をもって適切に管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。
- (2) 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものを 5 年以内に処分しようとするときは、あらかじめ「スマートマンション導入促進事業取得財産等処分承認申請書」（第 25 号様式）を提出し、公社と協議を行い、承認を受けなければなりません。
- (3) 取得財産等の処分について承認を受けようとする場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額について公社が請求します。助成事業者は、公社から請求を受けたときは、これを返還しなければなりません。
- (4) 公社は、助成事業者から（3）の返還金を受領し、財産処分を承認したときは、「スマートマンション導入促進事業取得財産等処分承認通知書」（第 26 号様式）を助成事業者へ送付します。
- (5) リース等のサービス契約期間が助成対象となる設備の処分制限期間より短い場合は再リース等、処分制限期間を超える期間でサービス契約を延長しなければなりません。また、所有権の承継手続きを行い、継続利用することとしてください。

#### 4.12 助成事業の経理等（交付要綱第 29 条参照）

- (1) 助成事業者は、助成事業の経理について、助成事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類をきちんと揃えておく必要があります。
- (2) さらに、これら帳簿や証拠書類は、「スマートマンション導入促進事業工事完了報告書」（第 17 号様式）提出日の属する公社会計年度終了の日から 5 年間、管理・保存する義務を負っていただきます。

#### 4.13 調査等、指導・助言、実績の報告（交付要綱第 30、31 条参照）

- (1) 東京都及び公社は、本事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めた場合は、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問を行います。助成事業者は、これに協力しなければなりません。
- (2) 本事業で設置した助成対象設備及びその他の設備機器について、助成事業者が適切で効率的な運用を行っていない場合、東京都及び公社は、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行います。
- (3) 東京都及び公社は、助成事業の適切な執行のために、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行う場合があります。助成事業者がこれに従わないときは、助成金交付の取消し又は助成金の返還請求を行う場合があります。

#### 4.14 個人情報等の取扱い（交付要綱第 32 条参照）

本事業への応募に係る提出書類により公社が取得した個人情報及び企業活動上の情報等（以下「個人情報等」と言います。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、東京都に提供します。

なお、これらの個人情報等については、上記の目的を除いては、以下の利用目的以外に利用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）。

- ・ 本事業における審査、採択、事業管理のため。
- ・ 事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ・ 応募情報を統計的に集中・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- ・ 公社の行う各種施策・サービスに関する情報の提供のため。

#### 4.15 免責

MEMSアグリゲータ等から提供されるMEMSの不具合や故障、又はエネルギー管理支援サービスによって生じるいかなる損害・不利益についても、東京都及び公社はその一切の責任を負いません。また、複数の助成対象事業者による共同申請の場合、助成金の交付に関して助成事業者間に生じた紛争について、東京都及び公社はその一切の責任を負わないとともに、関与いたしません。MEMSアグリゲータ等と助成事業者間に生じた一切の紛争についても同様とします。

## 5 参考資料

【参考1】助成対象経費の考え方 (本手引き 10 ページ関係)

【参考2】助成交付額の計算例 (本手引き 10 ページ関係)

## 【参考1】助成対象経費の考え方（10 ページ 関係）

《MEMS導入にかかる設備費、工事費が助成対象になります。》

- 設備費：MEMSアグリゲータ等が、エネルギー管理支援サービス等を実施するために必要なシステム・機器装置・計測装置等の購入、製造（改修を含む）又は据え付け等に要する費用（ただし、補助事業に係る土地の取得及び賃借料を除きます）
- 工事費：補助対象システム・機器の導入に不可欠な工事に要する費用

《助成対象とならない経費》

- × エネルギー消費機器、創エネ・蓄エネ機器の本体設備
- × 別途国が定める基準を満たさない設備・機器類  
（電気事業法の規定に基づく自家用電気工作物の基準に適合しない高圧受変電設備、HEMSタスクフォースの決定事項に準拠しない制御機器等）
- × 過去にS I Iが補助対象外と判断した機器、設備
- × 外構工事費、及び事業に関係のない工事費
- × 既存設備及びその解体・撤去に関する経費
- × 諸経費（代理申請手数料、交通費、会議費等）
- × 消費税  
など

《注意事項》

- 注1 過剰と見なされるもの、増設されるもの、将来用・兼用・予備用のもの及び本事業以外において使用することを目的としたものに要する経費は対象になりません。
- 注2 中古の設備については、都（公社）で認められたもの以外、助成対象経費とは認められません。

## 【参考2】助成交付額の計算例（10 ページ 関係）

1. 他の団体からの補助金交付のないもの

設備費 2,000 万円 工事費 6,000 万円の場合（合計 8,000 万円）

助成対象経費区分	都(公社)	他団体	合計	備考
設備費	1,000 万円	—	1,000 万円	
工事費	3,000 万円	—	3,000 万円	
計	4,000 万円	—	4,000 万円	

2. 他団体の交付決定で補助率 4 分の 1 とされたもの

設備費 2,000 万円 工事費 6,000 万円の場合（合計 8,000 万円）

助成対象経費区分	都(公社)	他団体	合計	備考
設備費	500 万円	500 万円	1,000 万円	
工事費	1,500 万円	1,500 万円	3,000 万円	
合計	2,000 万円	2,000 万円	4,000 万円	

※国、その他の団体からの補助金を充当するときは、助成対象金額の 2 分の 1 の額から国、その他の補助金の額を控除します。

## 6 Q&A

6-1 制度について	.....	Q. 101~105
6-2 助成対象について	.....	Q. 201~209
6-3 申請について	.....	Q. 301~304
6-4 その他	.....	Q. 401~405

### 6-1 制度について

#### Q. 101

MEMSアグリゲータとは何ですか？

A. MEMSアグリゲータとは、マンションにMEMSを導入するとともに、クラウド等によって自ら集中管理システムを設置し、補助事業者に対しエネルギー管理支援サービスを行うエネルギー利用情報管理運営者として、S I Iに登録されたものです。

※MEMSアグリゲータの一覧：[http://sii.or.jp/mems/aggregator\\_list.html](http://sii.or.jp/mems/aggregator_list.html)

※助成対象のシステム・機器を提供することができるMEMSアグリゲータについては、59ページ「9. 東京都環境公社登録システム・機器一覧」を参照してください。

#### Q. 102

エネルギー管理支援サービスとは何ですか？

A. エネルギー管理支援サービスとは、電力消費量を把握し節電を支援するコンサルティングサービスの総称です。

#### Q. 103

エネルギー管理支援サービスのサービス料は、助成対象となりますか？

A. エネルギー管理支援サービスに係る費用（通信費用含む）は、助成対象となりません。

#### Q. 104

国のMEMS補助金事業との相違点を教えてください。

※特に負担が増えている点（例. デマンドレスポンスの実施要件、交付決定後の辞退による以降の制限など）

- A. ・当手引き 8 ページ 2.1 助成対象事業者、2.2 助成対象事業及び 9 ページ 2.4 交付の条件の項を参照してください。
- ・助成金申請者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります（12 ページ 3.3(4)参照。）
  - ・東京都（公社）の MEMS 助成制度には、助成対象経費及び助成金額に上限金額はありません。

Q. 105

今までは、国（SII）から助成対象の3分の1と東京都（公社）6分の1の合計で2分の1の助成となっていました。今回の制度は東京都（公社）単独で2分の1となるという理解でよろしいでしょうか？

A. そのとおりです。ただし、他の団体からの補助金を受ける場合はその金額を控除します。つまり、申請される方の負担は最終的に2分の1以下に調整されます。

## 6-2 助成対象について

Q. 201

**MEMSを設置する集合住宅の条件はありますか？**

A. 各々が独立して電力会社等と電力使用契約を取り交わす複数の住戸が、同一建物に入居している都内のマンション、アパートなどの集合住宅が対象です。二世帯住宅や老人ホームなどは対象外です。

Q. 202

**HEMS導入事業で助成を受けていますが、併用できますか？**

A. 公社の家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業で助成対象事業となった案件については、当助成金と併用することはできません。

Q. 203

**助成を受けるには、東京都環境公社登録の機器・システムを導入すればいいのですか？**

A. ほかに主として以下の要件も満たす必要があります。

- ① MEMSアグリゲータ等の行うエネルギー管理支援サービスを活用して、建物全体（集合住宅の部分に限る。）の電力消費量を10%以上削減するよう努めるとともに、サービス開始後2年間の電力消費量に関する実績について、東京都が報告を求めたときは、別に定める方法によりこれに応じていただきます。
- ② 電力需給契約を結ぶ電力会社等から需給ひっ迫時に節電要請を受けるデマンドレスポンス契約を締結してください。この場合、電力会社等からの節電要請があった場合には、必ず対応の上、その実績を公社に報告していただきます。電力会社等にこのような契約形態がない場合は、事前に節電対応届出書（第11様式）を提出し、一般電気事業者の電力使用見込が97%以上になった日について、届出に基づいた節電対応を行い、報告していただきます。節電対応等を行う必要のある期間は、夏期については、7月1日から9月30日まで、冬期については、12月1日から2月28日までです。
- ③ 東京都内において、電力需給ひっ迫警報、又は電力使用制限令が発せられた場合には、必ず電力を抑制の上、その実績を「スマートマンション導入促進事業に係る節電対応実績報告書」（第10号様式）に記入し、速やかに公社に報告していただきます。

Q. 204

**設備費・工事費の助成対象経費は？**

- A. 助成対象経費（設備費・工事費）の2分の1を助成します。ただし、助成対象経費に他の団体からの補助金を充当する場合は、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額とします。

Q. 205

**地方自治体の補助金と重複して受給することは可能ですか？**

- A. 地方自治体（地方公共団体）は前述A. 204にある他の団体に該当します。受給は可能ですが、申請者の負担が最終的に助成対象経費の2分の1になるように調整します。  
また、東京都の他の助成金と重複して受け取ることはできません。

Q. 206

**助成対象経費は、対象範囲の2分の1以内であれば上限はありませんか？**

- A. 助成対象経費及び助成金交付額の上限は設けていません。

Q. 207

**国（SII）の補助事業では、所定の「インターホン設備」や、所定条件を満たす「LAN配線工事」なども補助対象とされましたが、今回の第二期助成制度の助成対象経費も、国（SII）に準じた内容と考えてよろしいでしょうか？**

- A. 国（SII）で補助対象となったものについては、東京都（公社）の助成制度においても助成の対象とします。ただし、平成27年8月に東京都環境公社が登録したシステムと内容や仕組みが異なる場合（新規開発のシステム、仕組みの変更や追加など）、助成対象として認められません。また、御質問の件では、新築であれば配線工事が助成対象外となる場合があります。

Q. 208

**現在、地域電力会社が順次スマートメータを設置しておりますが、Bルート対応MEMS機器を利用し、そのスマートメータのデータを活用したMEMSサービスもMEMS助成金の対象となりますでしょうか？ ちなみに、この方式でのMEMSサービスは商用化されていなかったためSIIの補助金物件には該当するものはないと思います。**

- A. 国（SII）で補助対象とならなかったものは、東京都（公社）の助成対象にはなりません。また、新規のシステムについては助成対象外です。今年度、東京都（公社）単独で助成することが認められた条件が「国（SII）で登録されたシステム・機器を助成対象とすること」であるため御理解ください。

Q. 209

東京都環境公社登録システム・機器一覧に登録したシステムですが、登録時と現在では状況が変わり、同一のものを導入することが難しい場合、登録内容を変更することは可能ですか？

- A. 新規の仕組みのシステムについては変更不可能です。東京都（公社）単独で助成することが認められた条件が「国（SII）で登録されたシステム・機器を助成対象とすること」であるため、御理解ください。構成機器の変更の場合、同等機種、後継機種であり性能が劣っていないことを証明・説明できる書類（新旧対照表や機器カタログ諸元表など）を提出（説明）していただければ認めることもあります。

### 6-3 申請について

Q. 301

助成金に係る助成金交付申請書類、工事完了報告書の提出について教えてください。

- A. 申請書類の窓口提出の際には、公社への事前連絡をお願いします。なお、申請書類はできるだけMEMSアグリゲータ等を経由して、公社へ提出してください。
- ① 申請に必要な書類をとりまとめ、速やかに公社へ申請してください(11 ページ 3.2 参照)。
  - ② 工事完了後、申請に必要な書類をとりまとめて速やかに公社に申請してください (13 ページ 3.6 参照)。

Q. 302

平成 27 年 3 月 31 日以前にMEMS 導入工事の契約を締結した物件があるのですが、助成対象と考えてよいのですか？

- A. 今回の助成制度は、平成 27 年 4 月 1 日以降にMEMS 導入工事の契約を締結したものが東京都（公社）の申請条件であるため、当該物件は対象外となります（申請要件を満たしていません。）。
- また、申請受付開始後（平成 27 年 9 月 1 日以降）は交付決定するまでMEMS 導入工事の契約を締結することができません。

Q. 303

平成 28 年 3 月 31 日までに募集を行い、平成 28 年 3 月 31 日以降に交付決定通知書が発行されるということでしょうか？

- A. いえ、交付申請は年度をまたいで平成 30 年 4 月 27 日まで受け付けます。11 ページを参照してください。交付決定通知はいつせいに行うのではなく、随時行います。

Q. 304

「手続きの手引き」の2ページに「平成27年3月31日以前において、契約、工事着手等を行っていた場合は、助成金を交付することはできません。」と書いてある一方で7ページに「1 東京都環境公社（東京都）の交付決定通知をもって、MEMS設置工事の契約を締結し、工事着手します。」とあります。これはどちらが優先されますでしょうか。

A. 平成27年度の受付開始が4月1日からではなく9月1日からになったため、特例で一定期間は遡及適用して、交付決定前であっても平成27年4月1日から平成27年8月31日までにMEMS設置工事契約を締結したものを認めるものです（スマートマンション導入促進事業(第二期)助成金交付要綱第7条第2項第二号を参照(「手続きの手引き」63ページ) )。この特例期間以外は、交付決定前の工事請負契約の締結は不可です。

もし、平成27年4月1日から平成27年8月31日までにMEMS工事の契約締結をした案件があれば、平成27年12月28日（月曜）までに申請してください（必着）。交付申請の受付対象とします。

※7ページの文書に追記、補足しました。

## 6-4 その他

Q. 401

財産処分制限期間は何年ですか？

A. 本事業により取得した財産の処分制限期間は5年の期間となります。

Q. 402

新築物件でデベロッパーが交付申請して、工事完了後に設置した管理組合が助成金の請求をすることは可能ですか？

A. 交付申請者が助成金交付請求することになります。

Q. 403

「手続きの手引き」4.11(2)の「1件あたり50万円以上」の意味は、1件の助成対象を1件と数えるのでしょうか？

A. いえ、申請件数ではなく、単価50万円以上の工作物、機械及び器具が対象となります。

Q. 404

「手続きの手引き」3.7に工事完了後の実績報告の際に、現地調査を行うとありますが、お客様がお住まいのお部屋内も調査することはありますか？

A. いえ、住居内の確認はしません。住居内にどのような設備を設置したのか（住居外で）現物を示していただくことがあります。

Q. 405

「手続きの手引き」4.12(1)に記載のある「証拠書類」を具体的に教えてください。

- A. 具体的にこれらの書類を最低限揃えておいてください、という指示はしません。従来、国（SII）の補助制度が実施されていたとき、会計検査院が会計検査を行う場合には協力を  
するよう書面に記されていますが、それと同等の書類を用意することを東京都（公社）の  
助成制度においても求めます。

## 7 注意事項

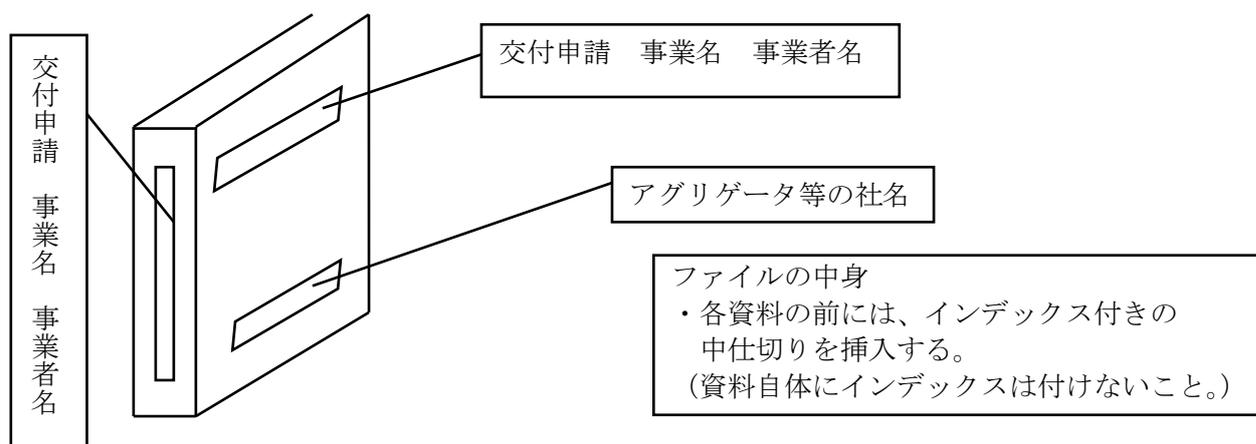
- (1) 平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 8 月 31 日までに MEMS 工事の契約を締結した  
ものについては平成 27 年 12 月 28 日（月曜日）まで交付申請の受付をします。
- (2) 助成事業者は MEMS アグリゲータ等を通して公社が定める手続きにより助成金交  
付申請を行い、公社からの助成金交付の決定（以下「交付決定」という）を受けて助成  
対象事業を実施します。交付決定前に MEMS 設置工事の契約・着手を行うことはでき  
ません。
- (3) 平成 30 年 12 月 28 日までに工事完了報告書を提出（必着）できるように計画を立て  
てください。
- (4) 「スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱」第 4 条第 1 項第二  
号にある「一般社団法人環境共創イニシアチブが実施するスマートマンション導入加速  
化推進事業に係る補助金の交付対象として決定を受けていないもの」とは、平成 27 年  
1 月 15 日の補助金交付申請受付終了に伴い、交付条件は満たしているが、申請受付さ  
れなかったもの、又は受付の終了を知って申請していないもの、という意味です。申請  
期間内に申請したけれども、条件を満たさないために受理されなかったものではありません。  
また、国（SII）の交付決定後に取り消しになったものや辞退したものは、環境  
公社の助成対象とはしません。
- (5) 助成事業者は、MEMS アグリゲータからエネルギー管理支援サービスを受け、継  
続的に電力消費の効率化に努めるほか、MEMS アグリゲータからの電力抑制要請に対  
して、無理のない範囲で応じなければなりません。
- (6) 助成金の財源は東京都からの出せん金です。助成を受けた方には、東京都や東京都  
環境公社からの求めに応じて電力消費量などに関する実績報告をしていただきます。
- (7) 助成金の交付請求に当たっては「スマートマンション導入促進事業（第二期）助成  
金確定通知書」と「スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付請求書」の  
日付が前後しないよう注意してください。「スマートマンション導入促進事業（第二期）  
助成金確定通知書」の発行日以降の日付で請求書を作成してください。
- (8) 申請書類は返却しませんので、必要に応じて控えを取っておいてください。

## 8 申請書類作成要領

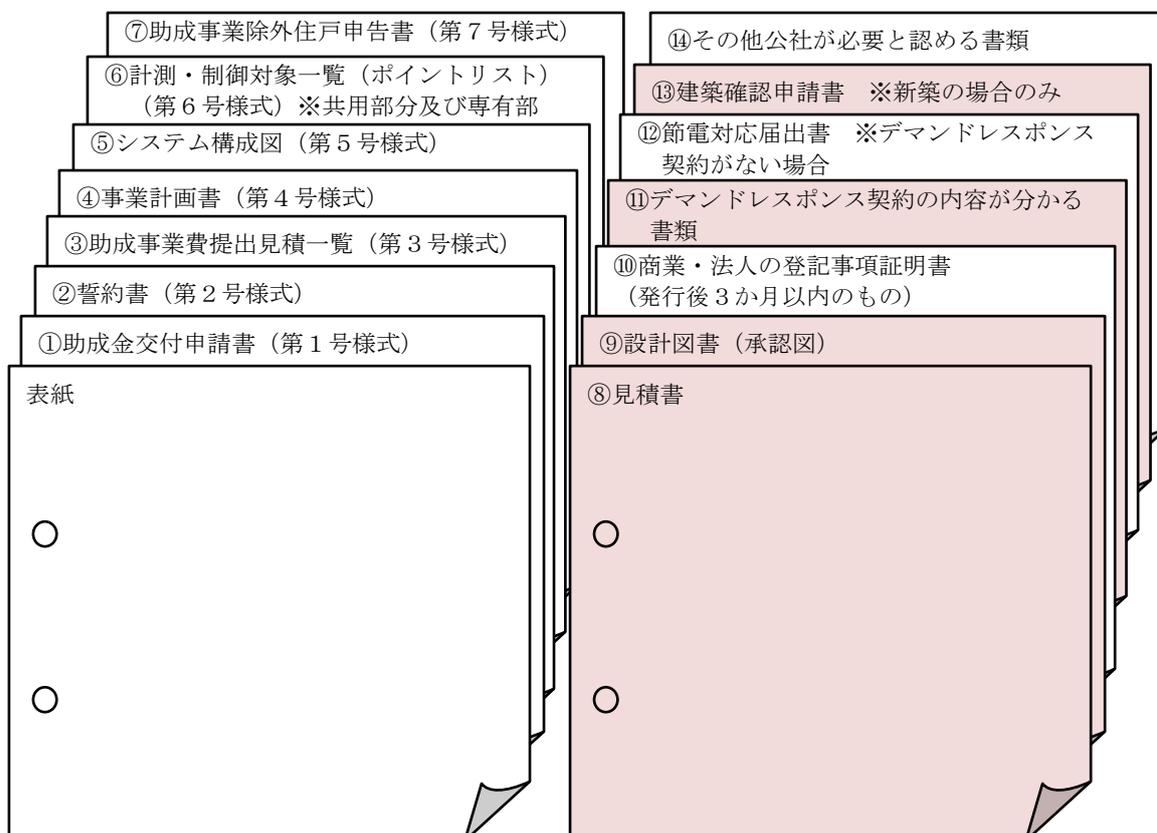
### (1) 交付申請

提出する書類はファイル綴じとし、資料ごとにインデックスを使用してください。必要に応じ、適宜、補足説明資料を添付することは可能です。なお、補足説明資料は印刷物に限り、かつ、必ずA4サイズ（A3折りたたみ可）としてください。

※ 表紙と背表紙には、事業の名称を記入します。



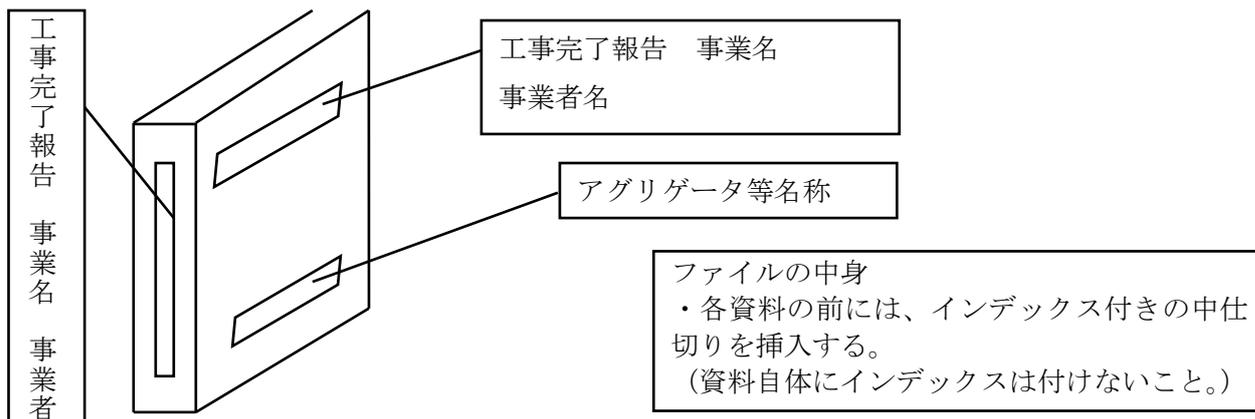
### 交付申請における必要書類（別表第1）



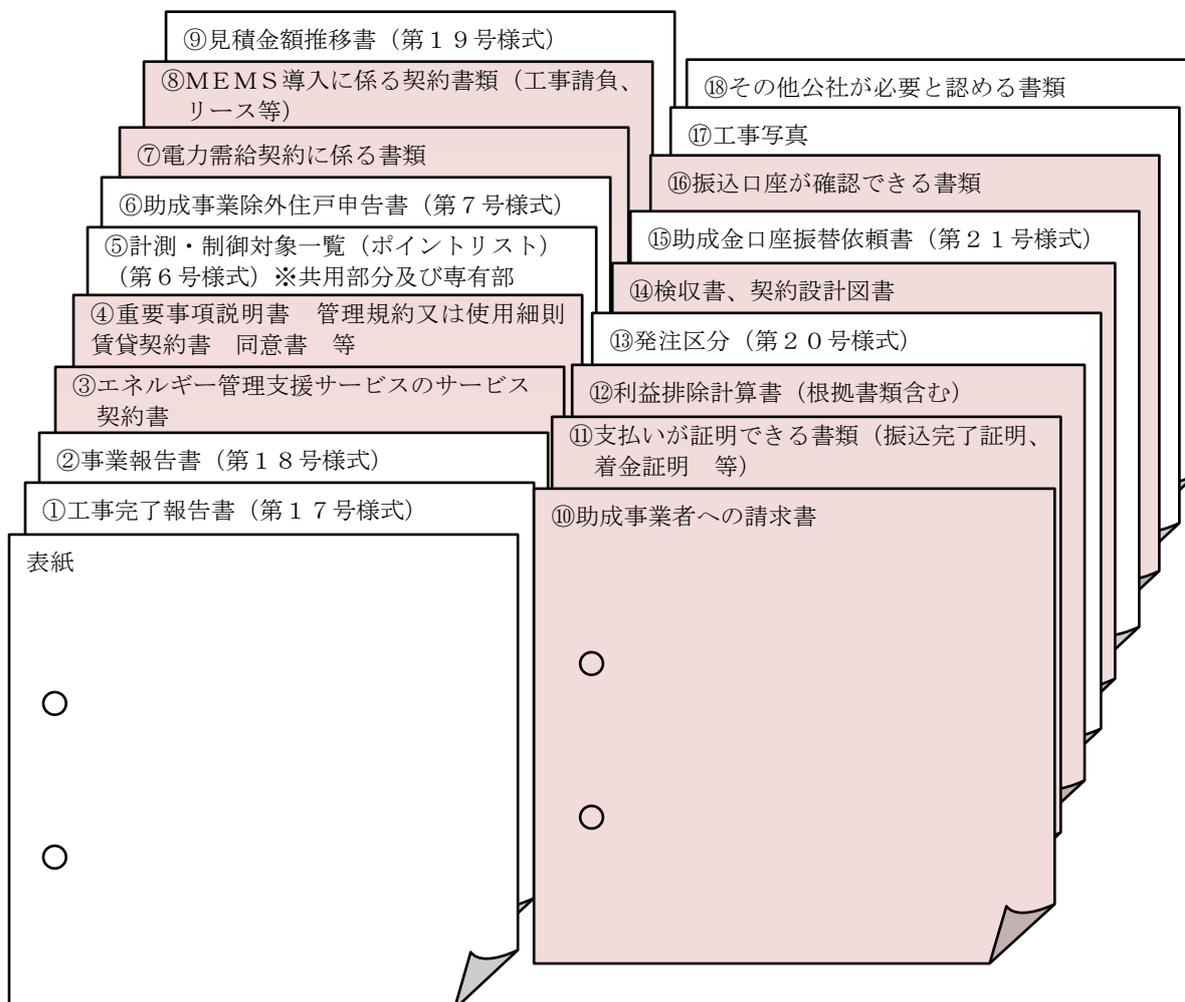
(2) 工事完了報告書

提出する書類はファイル綴じとし、資料ごとにインデックスを使用してください。必要に応じ、適宜、補足説明資料を添付することは可能です。なお、補足説明資料は印刷物に限り、かつ、必ずA4サイズ（A3折りたたみ可）としてください。

※ 表紙と背表紙には、事業の名称を記入します。



工事完了報告における必要書類 (別表2)



## 様式記入例

### 手続きの手引き

第1号様式（第10条関係）

1 / 3

記入欄に文字や数字が入りきらない場合は、項目を削除しない範囲で行数を増やすなど書式を変更してもかまいません。ただし、両面印刷にしてください

平成〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人  
東京都環境公社理事長 殿

法人の場合は法人名、代表者の役職及び代表者氏名を記入してください

主申請者)

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇マンション管理組合理事長  
〇〇 〇〇 印

(共同申請の場合は併記)

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 株式会社〇〇  
代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地〕

法人は代表者印を、個人は実印を、法人格のない管理組合は理事長印を押印してください。

## スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付申請書

スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（平成27年7月13日付27都環公総地第534号）第10条第1項の規定に基づき、助成金の交付について関係書類を添えて申請します。

おおよその目安として予定日を記入してください

該当する場合は記入してください

### 1 助成事業情報

助成事業の名称	〇〇マンションMEMS導入工事		
建物名称	〇〇マンション		
所在地	〒〇〇〇—〇〇〇〇	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	
開始予定日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	終了予定日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
助成金交付申請額	〇〇〇〇〇〇〇円		
他の補助金情報	〇〇区から〇〇〇〇〇〇〇円		
実施上問題となる事項			

懸案などがある場合は記入してください

第1号様式3/3 項番6「助成事業経費の計画」>「助成金の額/合計額」欄の金額から他の補助金額を引いた金額が入ります。

2 主申請者情報

種 別 ※該当するものに ☑を入れてください。	<input type="checkbox"/> 全戸のオーナー <input type="checkbox"/> 管理組合法人 <input checked="" type="checkbox"/> (法人格のない) 管理組合	
	<input type="checkbox"/> 集合住宅建設の事業主体 ※新築マンション等で管理組合等がまだ組織されていない場合のみ ( <input type="checkbox"/> デベロッパー <input type="checkbox"/> 販売事業者 <input type="checkbox"/> その他 (                    ) )	
理事会で決定された日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	※全戸のオーナーが申請者の場合、記入不要

3 助成事業の担当者 ※オーナー、組合理事長などの情報を記入

組合名/会社名	○○マンション管理組合	所属/役職	理事長
氏名	○○ ○○	E-mail	○○○@○○○.co.jp
住所	〒○○○-○○○○	東京都○○区○○町○丁目○番○号	
電話番号	○○-○○○○-○○○○	F A X	○○-○○○○-○○○○

4 建物の概要 ※新築の場合は、予定を記入

竣工年月日	平成○○年○○月○○日	規模	地上 ○ 階 / 地下 ○ 階
住戸数	○○戸	床面積	○○○ m <sup>2</sup>
契約電力会社※	○○○	契約電力※	○○○ k W
保有共用設備 ※該当するものに ☑を入れてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 燃料電池 <input type="checkbox"/> EV 充電器 <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> リチウム <input type="checkbox"/> 鉛 <input type="checkbox"/> その他 (                    )		

※一括受電を導入しない場合は不要。新築マンションで一括受電の場合は見込みで記入すること。

新築住居は 100 戸未満が条件  
です

5 助成事業の計画

サービス内容	<input checked="" type="checkbox"/> エネルギー管理支援サービス ※10%以上の節電が見込める根拠となるものを添付すること		節電見込み	年 ○○○kWh / 全体 ○○%
	<input checked="" type="checkbox"/> 一括高圧受電 <input type="checkbox"/> 通信 <input type="checkbox"/> セキュリティ <input type="checkbox"/> その他 ( )			
契約期間	○年間	契約戸数	対象 ○○戸 / 全 ○○戸	
◆MEMSに関する情報				
契約形態	<input type="checkbox"/> 販売 <input checked="" type="checkbox"/> サービス契約に含む（無償貸与） <input type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> ESCO <input type="checkbox"/> その他			
計測	<input checked="" type="checkbox"/> 全体 ( <input type="checkbox"/> パルス値 <input type="checkbox"/> 合算値 )			
	共用部	<input checked="" type="checkbox"/> 照明 <input checked="" type="checkbox"/> 空調 <input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 燃料電池 <input type="checkbox"/> EV 充電器 <input type="checkbox"/> 蓄電池 ( <input type="checkbox"/> リチウム <input type="checkbox"/> 鉛 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	専有部	<input checked="" type="checkbox"/> 全体 ( <input type="checkbox"/> パルス値 <input type="checkbox"/> CT センサー ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
制御				
	共用部	<input checked="" type="checkbox"/> 人的制御 <input type="checkbox"/> 自動制御 <input type="checkbox"/> 制御を行わなくても節電見込みを達成できる <input checked="" type="checkbox"/> 照明 <input checked="" type="checkbox"/> 空調 <input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 燃料電池 <input type="checkbox"/> EV 充電器 <input type="checkbox"/> 蓄電池 ( <input type="checkbox"/> リチウム <input type="checkbox"/> 鉛 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
		専有部	<input type="checkbox"/> 人的制御 <input checked="" type="checkbox"/> 自動制御    ( <input checked="" type="checkbox"/> 照明 <input checked="" type="checkbox"/> 空調 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )	

6 助成事業経費の計画

経費区分	助成事業に要する経費	うち、助成対象経費	助成率	助成金の額※
設備費	○○○○○○○円	○○○○○○○円	1 / 2	○○○○○○○円
工事費	○○○○○○○円	○○○○○○○円	1 / 2	○○○○○○○円
合計額	○○○○○○○円	○○○○○○○円		○○○○○○○円

※千円未満は設備費、工事費それぞれで切り捨てとし、助成額の合計額は2分の1の合計

この欄は3段とも千円未満切捨てで記入してください

7 MEMS事業者の情報

MEMS事業者名称	○○○○	担当者名	○○ ○○
電話番号	○○-○○○○-○○○	E-mail	○○@○○.co.jp

MEMSアグリゲータ等の会社名（正式名称）を記入してください

## 誓約書

公益財団法人  
東京都環境公社理事長 殿

共同申請する場合は  
申請者ごとに1枚ずつ  
作成してください

スマートマンション導入促進事業(第二期)助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第10条の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が交付要綱第3条に規定する助成対象事業者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、交付要綱第23条の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、交付要綱第24条に規定する助成金の返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

法人の場合は法人名、代表者の  
役職及び代表者氏名を記入して  
ください

法人は代表者印を、  
個人は実印を、  
管理組合は理事長印を  
押印してください

氏名 〇〇マンション管理組合理事長 〇〇〇〇 印

- \* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- \* この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
  - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
  - ・ 暴力団員を雇用している者
  - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
  - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とする。

第3号様式

提出する見積書（写し）の件名と一致させてください

提出する見積書（写し）から転記してください

助成事業費提出見積一覧

見積 発行者	宛先	見積表題	助成事業に要する経費		助成対象経費	
			設備費	工事費	設備費	工事費
□□□□	(アグリゲータ) 〇〇会社	一括受電設備	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇
■ ■ ■ ■	(リース会社) 〇〇会社	MEMS	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇
合計			円 〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇

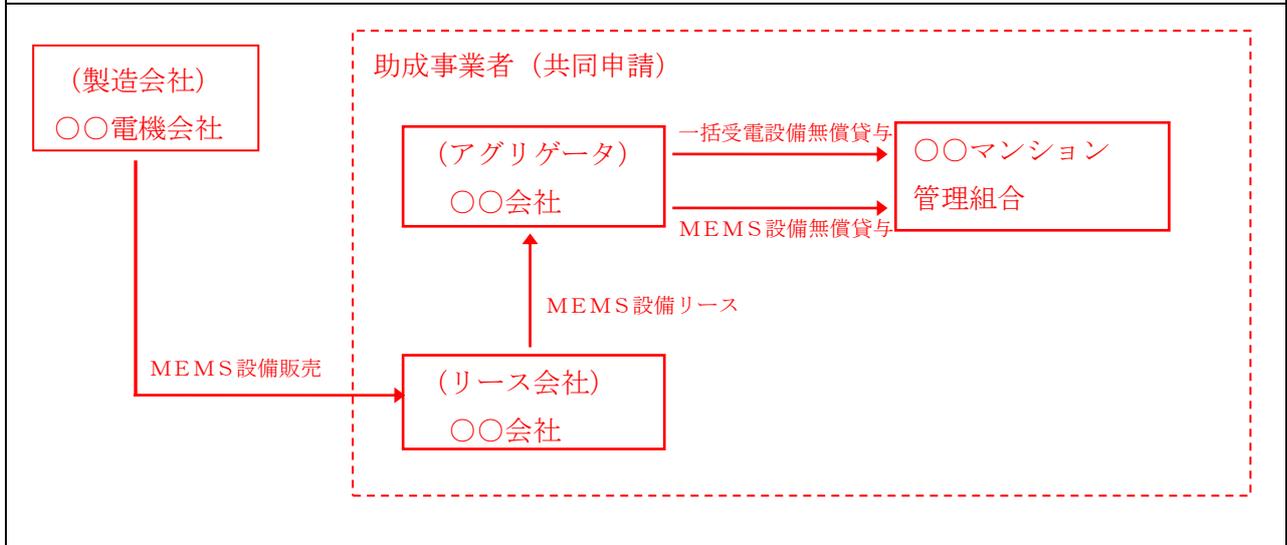
税抜金額を円単位で記入してください

MEMSアグリゲータ等の会社名(正式名称)を記入してください

事業計画書

MEMS 事業者名称	〇〇〇〇	助成事業の名称	〇〇マンションMEMS導入工事
------------	------	---------	-----------------

事業体制図



助成金申請計画

No	会社名・団体名	保有財産内容	助成金(予定)
1	(アグリゲータ) 〇〇会社	一括受電設備保有	〇〇〇〇〇〇〇円
2	(リース会社) 〇〇会社	MEMS 設備保有	〇〇〇〇〇〇〇円
申請予定助成金合計			〇〇〇〇〇〇〇円

事業スケジュール

金額は第1号様式(交付申請書)項番1「助成事業情報/助成金交付申請額」と一致させてください

〇〇年〇〇月 交付申請 ⇒ 〇〇年〇〇月 MEMS 契約 ⇒ 〇〇年〇〇月~〇〇年〇〇月 MEMS 設置工事 ⇒ 〇〇年〇〇月 完了報告

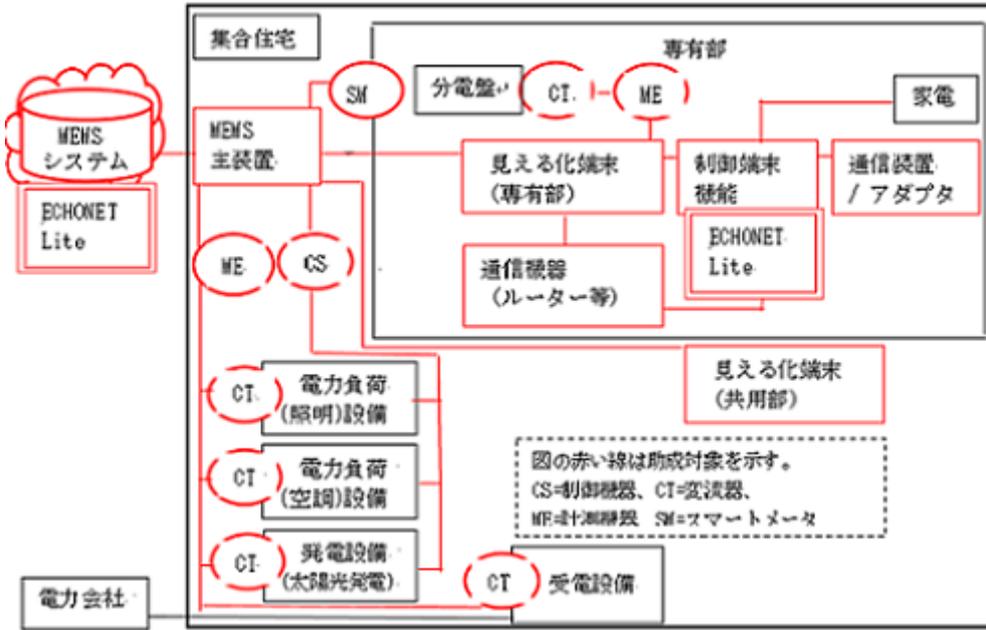
MEMSアグリゲータ等の会社名(正式名称)を記入してください

東京都環境公社で登録されたシステムの登録番号を記入してください

システム構成図

MEMS 事業者名称	〇〇〇〇	登録システム番号	MS〇〇〇-〇〇
------------	------	----------	----------

※助成対象範囲を赤色で囲う等して対象範囲がわかるように記入してください。



計測	全体	パルス、合算など、計測対象を明確に記入すること 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	全体点数	〇 点
	共用部	空調、照明など、計測対象を明確に記入すること 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	計測点数	〇 点
	専有部	スマートメータ、CTセンサーなど、計測対象を明確に記入すること 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	計測点数	〇 点
制御	共用部	空調、照明など、制御対象・方法を明確に記入すること 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
	専有部	制御対象・方法を明確に記入すること 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	制御点数	〇 点

戸ごとの計測点数を記入してください。  
タイプが異なる場合は最大点数を記入してください

実際に制御を行う点数を記入してください。  
タイプが異なる場合は最大点数を記入してください

※計測・制御対象一覧(ポイントリスト)を添付すること

手続きの手  
第6号様式(第

MEMSアグリゲータ等の会社名(正式名称)を記入してください

全○葉中の○葉目かを記入してください  
(例: 2葉中の1葉目の場合、(1/2))

計測・制御対象一覧(共用部ポイントリスト)

MEMS事業者名称	○○○○	登録システム番号	MS○○○-○○
-----------	------	----------	----------

No.	計測/制御	ポイント名称	分類	設置場所	機器名称		緊急 制御対象
1	計測	デマンド	○○	キュービクル	東京都環境公社で登録されたシステムの登録番号を記入してください		
2	計測	エントランス空調	空調	○○○○○			
3	計測	エントランス照明	照明	○○○○○			
4	計測	各階共用部照明 (全8階、8ポイント)	照明	○○○○○	電力センサ	○○	<input type="checkbox"/>
5	制御	エントランス空調	空調	○○○○○	空調制御アダプタ	○○	<input checked="" type="checkbox"/>
6	制御	エントランス照明	照明	○○○○○	照明制御アダプタ	○○	<input type="checkbox"/>
7	制御	各階共用部照明 (全8階、8ポイント)	照明	○○○○○	照明制御アダプタ	○○	<input type="checkbox"/>
8							<input type="checkbox"/>
9							<input type="checkbox"/>
10							<input type="checkbox"/>
11							<input type="checkbox"/>
12							<input type="checkbox"/>
13							<input type="checkbox"/>
14							<input type="checkbox"/>
15							<input type="checkbox"/>
16							<input type="checkbox"/>
17							<input type="checkbox"/>
18							<input type="checkbox"/>
19							<input type="checkbox"/>
20							<input type="checkbox"/>
21							<input type="checkbox"/>
22							<input type="checkbox"/>
23							<input type="checkbox"/>
24							<input type="checkbox"/>
25							<input type="checkbox"/>
26							<input type="checkbox"/>
27							<input type="checkbox"/>
28							<input type="checkbox"/>
29							<input type="checkbox"/>
30							<input type="checkbox"/>

※

欄が不足する場合は、別紙を用意し、続きを記入してください

明記すること

MEMSアグリゲータ等の会社名(正式名称)を記入してください

全○葉中の○葉目かを記入してください(例:2葉中の1葉目の場合、(1/2))

計測・制御対象一覧(専有部ポイントリスト)

MEMS事業者名称	○○○○	登録システム番号	MS○○○-○○
-----------	------	----------	----------

No.	計測/制御	ポイント名称	分類	設置場所	機器名称		緊急 制御対象
1	計測	○○○○○○	○○	○○○○○○	東京都環境公社で登録されたシステムの登録番号を記入してください		
2	計測	○○○○○○	○○	○○○○○○			
3	計測	○○○○	○○	○○○○○○			
4	計測	○○○○	○○	○○○○○○	○○○○○○	○○	<input type="checkbox"/>
5	計測	○○○○○○	○○	○○○○○○	○○○○○○	○○○	<input type="checkbox"/>
6	制御	○○○○○○	○○	○○○○○○	○○○○○○	○○	<input type="checkbox"/>
7	制御	○○○○○○	○○	○○○○○○	○○○○○○	○○○	<input type="checkbox"/>
8	制御	○○○○	○○	○○○○	○○○○○○	○○	<input type="checkbox"/>
9							<input type="checkbox"/>
10							<input type="checkbox"/>
11							<input type="checkbox"/>
12							<input type="checkbox"/>
13							<input type="checkbox"/>
14							<input type="checkbox"/>
15							<input type="checkbox"/>
16							<input type="checkbox"/>
17							<input type="checkbox"/>
18							<input type="checkbox"/>
19							<input type="checkbox"/>
20							<input type="checkbox"/>
21							<input type="checkbox"/>
22							<input type="checkbox"/>
23							<input type="checkbox"/>
24							<input type="checkbox"/>
25							<input type="checkbox"/>
26							<input type="checkbox"/>
27							<input type="checkbox"/>
28							<input type="checkbox"/>
29							<input type="checkbox"/>
30							<input type="checkbox"/>

※類似計測/制御ポイントが複数ある場合は、まとめて記入してよい、その場合はポイント数を明記すること

欄が不足する場合は、別紙を用意し、続きを記入してください

手続きの手引き

第7号様式（第10条関係）

公益財団法人  
東京都環境公社理事長 殿

記入欄に文字や数字が入りきらない場合は、項目を削除しない範囲で行数を増やすなど書式を変更してもかまいません。ただし、ページが複数に及ぶときは両面印刷にしてください

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇マンション管理組合理事長〇〇〇〇<sup>印</sup>  
(共同申請の場合は併記)  
住所  
氏名 <sup>印</sup>

〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地〕

スマートマンション導入促進事業助成事業除外住戸申告書

スマートマンション導入促進事業における助成金交付申請にあたり、助成事業への参加について同意が得られない住戸について、下記のとおり助成事業からの除外を報告いたします。

なお、申請者は、当該住戸の所有者が住戸の販売・賃借することによって住民が変わる場合、新たな住人に対する助成事業についての理解と参加についての責任を負います。

記

1	助成事業の名称			〇〇マンションMEMS導入工事
2	除外住戸／全住戸			〇〇戸／〇〇戸
3	除外住戸及びその理由			
1	11	号室	理由	空室のため <input type="checkbox"/> 設備の導入が行えません <input checked="" type="checkbox"/> サービスの契約が行えません
2	34	号室	理由	空室のため <input type="checkbox"/> 設備の導入が行えません <input checked="" type="checkbox"/> サービスの契約が行えません
3		号室	理由	<input type="checkbox"/> 設備の導入が行えません <input type="checkbox"/> サービスの契約が行えません
4		号室	理由	<input type="checkbox"/> 設備の導入が行えません <input type="checkbox"/> サービスの契約が行えません
5		号室	理由	<input type="checkbox"/> 設備の導入が行えません <input type="checkbox"/> サービスの契約が行えません
6		号室	理由	<input type="checkbox"/> 設備の導入が行えません <input type="checkbox"/> サービスの契約が行えません
7		号室	理由	<input type="checkbox"/> 設備の導入が行えません <input type="checkbox"/> サービスの契約が行えません
8		号室	理由	<input type="checkbox"/> 設備の導入が行えません <input type="checkbox"/> サービスの契約が行えません

(注) 本紙に記載しきれない場合は、別紙を追加すること



手続きの手引き

第11号様式（第13条関

公益財団法人  
東京都環境公社理事長 殿

記入欄に文字や数字が入りきらない場合は、項目を削除しない範囲で行数を増やすなど書式を変更してもかまいません。  
ただし、ページが複数に及ぶときは両面印刷にしてください

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇マンション管理組合理事長〇〇〇〇印  
(共同申請の場合は併記)  
住所  
氏名 印

法人にあっては名称、代表者の氏名  
及び主たる事業所の所在地

スマートマンション導入促進事業に係る節電対応届出書

スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（平成27年7月13日付27都環公総地第534号）第13条第1項第3号アの規定に基づき、電力の需給ひっ迫時等電力の不足が想定される場合には、次のとおり節電対策を実施することを届け出ます。

- 1 助成事業の名称  
〇〇マンションMEMS導入工事
- 2 助成金の交付対象となった設備を設置する建物  
〇〇マンション
- 3 節電対策の内容

対策	具体的な内容
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- 4 節電量の見込み  
〇〇〇〇キロワット減（最大需要電力の 〇〇%減）

MEMS 事業者名称	〇〇〇〇	担当者名	〇〇 〇〇
------------	------	------	-------

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とする。



手続きの手引き

第13号様式（第15条関係）

公益財団法人  
東京都環境公社理事長 殿

記入欄に文字や数字が入りきらない場合は、項目を削除しない範囲で行数を増やすなど書式を変更してもかまいません。  
ただし、ページが複数に及ぶときは両面印刷にしてください

平成〇〇年〇〇月〇〇日

氏名 〇〇マンション管理組合  
理事長 〇〇 〇〇<sup>印</sup>

(共同申請の場合は併記)

住所

氏名 <sup>印</sup>

〔法人にあっては名称、代表者の氏名  
及び主たる事業所の所在地〕

**スマートマンション導入促進事業助成事業継続実施承認申請書**

交付決定通知書に記載された交付決定日を記入してください

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付決定のあった標記助成金に係る助成事業者の地位を承継し、当該助成事業を継続して実施したいので、スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（平成27年7月13日付27都環公総地第534号）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 助成事業の名称 (交付決定番号)	〇〇マンションMEMS導入工事 ( MK2-〇〇〇 )
2 旧助成事業者名	〇〇〇〇〇〇〇〇
3 事業所名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
4 設備の名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
5 助成事業者の地位の承継理由	〇〇 具体的に記入してください 〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇
6 交付決定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
7 交付決定金額	〇〇〇〇〇〇〇円

交付決定通知書に記載された交付決定日を記入してください

MEMS事業者名称	〇〇〇〇	担当者名	〇〇 〇〇
-----------	------	------	-------

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とする。



経費状況変更内訳書

(単位：円)

経費区分	助成事業に要する経費		助成対象経費			助成金の額		
	変更前	変更後	配分済額	変更額	改配分額	配分済額	変更額	改配分額
設備費								
工事費								
合計								

交付決定通知書の額。計画変更を既に行っている場合は最後に計画変更したときの額

今回の計画変更による増減額

今回の計画変更後の額 (配分済額+変更額=改配分額)

第16号様式（第18条関係）

公益財団法人  
東京都環境公社理事長 殿

記入欄に文字や数字が入りきらない場合は、項目を削除しない範囲で行数を増やすなど書式を変更してもかまいません。ただし、ページが複数に及ぶときは両面印刷にしてください

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇マンション管理組合  
理事長 〇〇 〇〇 印

（共同申請の場合は併記）

住 所

氏 名

印

〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地〕

スマートマンション導入促進事業住所等の変更届出書

交付決定通知書に記載された交付決定日を記入してください

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付決定のあった標記事業についてスマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（平成27年7月13日付27都環公総地第534号）第18条の規定に基づき、住所等の変更について届け出ます。

助成事業の名称 (交付決定番号)	〇〇マンションMEMS導入工事 ( MK2-〇〇〇 )
---------------------	--------------------------------

変更事項 (該当のものに○)	変更前 (変更事項のみ記載)	変更後 (変更事項のみ記載)
1. 法人登記住所の変更		
2. 組織変更（株式会社化など）		
3. 代表者変更		
4. その他		

MEMS 事業者名称	〇〇〇〇	担当者名	〇〇 〇〇
------------	------	------	-------

(注) 本様式の他に、変更内容が確認できる書類を必ず添付すること（登記簿謄本、定款など）。

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とする。

第17号様式（第20条関係）

公益財団法人  
東京都環境公社理事長 殿

記入欄に文字や数字が入りきらない場合は、項目を削除しない範囲で行数を増やすなど書式を変更してもかまいません。  
ただし、ページが複数に及ぶときは両面印刷にしてください

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(主申請者)

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇マンション管理組合

理事長 〇〇 〇〇<sup>印</sup>

(共同申請の場合は併記)

住所

氏名

<sup>印</sup>

(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)

### スマートマンション導入促進事業工事完了報告書

交付決定通知書に記載された交付決定日を記入してください

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付決定のあつた標記事業について、スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（平成27年7月13日付27都環公総地第534号）第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

助成事業の名称 (交付決定番号)	〇〇マンションMEMS導入工事 ( MK2-〇〇〇 )
交付決定年月日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
完了年月日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
助成金の交付決定額	〇〇〇〇〇〇〇 円

(注) 補助事業の収支決算については、別紙にて提出すること。

MEMS 事業者名称	〇〇〇〇	担当者名	〇〇 〇〇
------------	------	------	-------

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とする。

(別紙)

収支明細表

(単位：円)

経費区分	交付決定額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	助成対象 経 費	助成金額	助成対象 経 費	助成金額	助成対象 経 費	助成金額
設備費	○○○○○	○○○○○				
工事費	○○○○○	○○○○○				
合計	○○○○○	○○○○○				

(単位：円)

経費区分	決 算 額				差 引	備 考
	収 入	支 出				
	助成金額 収 入 額	助成対象経費 実 績 額	助成対象経費 限 度 額	助 成 金 額		
設備費	○○○○○○	○○○○○○		○○○○○○	○○○	
工事費	○○○○○○	○○○○○○		○○○○○○	○○○	
合計	○○○○○○	○○○○○○		○○○○○○	○○○	

事前に助成金の交付を受けている  
場合、金額を記入してください。

助成金額は、助成対象経費実績額の  
2分の1以下です。

助成金の差額  
= 交付決定金額 - 決算額

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とする。



手続きの手引き

第18号様式（第20条関係）

（ 2 / 2 ）

金額は、千円未満切捨てです。

5. 助成事業経費

経費区分	助成事業に要する経費	うち、助成対象経費	助成率	助成金の額
設計費	○○○○○○○○	○○○○○○○○	1 / 2	○○○○○○○
工事費	○○○○○○○○	○○○○○○○○		○○○○○○○
合計額	○○○○○○○○	○○○○○○○○		○○○○○○○

※助成額の合計額はそれぞれ2分の1の合計。

金額は、千円未満切捨てです。

6. 助成金申請計画

NO	会社名・団体名	保有財産内容	助成金換算
1	○○マンション管理組合	MEMS	○○○○○○○
2	☒☒リース株式会社	一括受電	○○○○○○○
3			
4			
申請助成金合計			○○○○○○○円

7. スマートマンション評価制度

交付申請時評価シート提出	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
完了時評価変更	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし

8. MEMS 事業者の情報

MEMS 事業者名称	○○○○
担当者名	○○ ○○

見積金額推移書

交付決定番号	MK2-000
助成事業の名称	00マンションMEMS導入工事

	見積日付	見積区分	見積金額	見積変更理由	備考
1	平成00年 0月00日	契約前見積	円 000000	00000000 00000000	
2	平成00年 0月00日	修正見積	円 000000	00000000 00000000	
3	平成00年 0月00日	精算見積	円 000000	00000000 00000000	
4					
5					
6					
7	<p>◎概算見積から精算見積まで、提示された見積金額と、見積額 が変更された理由とを記入してください</p> <p>◎助成事業にかかる経費を税抜金額で記入してください</p> <p>※変更のない場合でも、交付決定時の見積と契約見積との2行 を記入してください</p>				
8					
9					
10					

手続きの手引き

第20号様式（第20条関係）

MEMS 事業者名称	〇〇〇〇
助成事業の名称	〇〇マンションMEMS 導入工事

発注

精算見積と金額を合わせて記入してください  
 ※工事件名が5件以上ある場合は、項目数を  
 増やしてください（A3判横長用紙を使用しても  
 かまいません

費目	工事件名	1	2	ロードバンド 設備工事	セキュリティ 工事	費目合計
		MEMS 設備設置 工事	一括受電設備 工事			
		注文主	発注先			
助成事業に 要する経費	I.設備費	6,000,000	8,000,000	0	0	14,000,000
	II.工事費	4,000,000	2,500,000	0	0	6,500,000
	III.諸経費	2,000,000	1,000,000	0	0	3,000,000
	合計	12,000,000	11,500,000	0	0	23,500,000
	消費税	960,000	920,000	0	0	1,880,000
	精算見積 合計	12,960,000	12,420,000	0	0	25,380,000
助成対象外 費用	助成対象外 控除内容	蓄電池設備工事、 利益排除、諸経費	分電盤、諸経費			
	I.設備費	1,500,000	800,000	0	0	2,300,000
	II.工事費	300,000	100,000	0	0	400,000
	III.諸経費	2,000,000	1,000,000	0	0	3,000,000
	合計	3,800,000	1,900,000	0	0	5,700,000
助成対象 経費	I.設備費	4,500,000	7,200,000	0	0	11,700,000
	II.工事費	3,700,000	2,400,000	0	0	6,100,000
	III.諸経費	0	0	0	0	0
	合計	8,200,000	9,600,000	0	0	17,800,000

平成〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人

東京都環境公社理事長 殿

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
 氏名 〇〇マンション管理組合  
 理事長 〇〇 〇〇 印

〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地〕

**スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金口座振替依頼書**

スマートマンション導入促進事業に係る助成金については、以下の預金口座へ振り込んでください。

第23号様式「スマートマンション導入促進事業助成金交付請求書」に内訳金額を記入する場合、口座振替を希望する申請者ごとに1枚ずつ作成してください

1. 助成事業の名称・交付決定番号

〇〇マンションMEMS 導入工事  
 (交付決定番号：MK2-〇〇〇 )

2. 助成金振込先 ※ゆうちょ銀行の場合、振込用の口座情報を記入。

金融機関																					
金融機関コード (数字4ケタ)				振込銀行名																	
0	0	0	0	〇〇銀行																	
支店コード (数字3ケタ)				支店名																	
0	0	0	〇〇支店																		
預金種別 (該当に○)				口座番号 (右詰めで記入してください)																	
普通・当座 その他 ( )				0	0	0	0	0	0	0	0										
口座名義人 (カナ記入)																					
〇	〇	マ	ン	シ	ヨ	ン	カ	ン	リ	ク	ミ	ア	イ	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

■口座名義人欄の記載方法に関する注意  
 ※カタカナで御記入ください。  
 ※濁点・半濁点は一文字として扱います。  
 ※口座名義が前株の場合は、「カ）〇〇〇」、後株の場合は、「〇〇〇）（カ）」と御記入ください。  
 ※口座名義が枠内（30文字）を超える場合は、名義名称の冒頭から30文字までを御記入ください。

(注) 振込口座が確認できる資料（通帳等）のコピーを添付すること。

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とする。

第23号様式（第22条関係）

公益財団法人  
東京都環境公社理事長 殿

記入欄に文字や数字が入りきらない場合は、項目を削除しない範囲で行数を増やすなど書式を変更してもかまいません。  
ただし、ページが複数に及ぶときは両面印刷にしてください

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（申請者）  
住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇マンション管理組合  
理事長 〇〇 〇〇<sup>印</sup>  
（共同申請の場合は併記）  
住所  
氏名 <sup>印</sup>

（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）

### スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付請求書

交付決定通知書に記載された交付決定日を記入してください

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付決定のあった標記助成金について、スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（公総地第534号）第22条第1項の規定請求します。

記

共同申請で複数の口座へ振替を希望する場合、請求総金額を記入し、その下に内訳金額として誰がいくら請求するかを追記してください。記入欄を上下に拡げてかまいません

助成事業の名称 (交付決定番号)	〇〇マンションMEMS導入 ( MK2-〇〇〇 )
建物の所在地	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番
交付請求額	〇〇〇〇〇〇〇円 (内訳) □□□ 〇〇〇〇〇〇〇円 △△△ 〇〇〇〇〇〇〇円
工事完了年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
※受付欄	この欄は記入不要です

請求総金額=交付確定額

(注) ※印の欄には、記入しないこと。

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とする。

第24号様式（第24条関係）

公益財団法人  
東京都環境公社理事長 殿

記入欄に文字や数字が入りきらない場合は、項目を削除しない範囲で行数を増やすなど書式を変更してもかまいません。  
ただし、ページが複数に及ぶときは両面印刷にしてください

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇マンション管理組合  
理事長 〇〇 〇〇<sup>印</sup>

（共同申請の場合は併記）

住所  
氏名 <sup>印</sup>

〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地〕

### スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金返還報告書

交付決定通知書に記載された交付決定日を記入してください

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付決定のあった標記助成金について、スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱（平成27年7月13日付27都環公総地第534号）第24条第3項の規定に基づき、助成金を返還しましたので報告します。

1. 助成事業の名称 （交付決定番号）	〇〇マンションMEMS導入工事 （ MK2-〇〇〇 ）		
2. 建物名	〇〇マンション		
3. 既に交付を受けている 助成金額	〇〇〇〇〇〇円		
4. 返還請求額及び年月日	返還金	〇〇〇〇〇〇円	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	加算金		平成 年 月 日
	延滞金		平成 年 月 日
5. 返還実施額及び年月日	返還金	〇〇〇〇〇〇円	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	加算金		平成 年 月 日
	延滞金		平成 年 月 日
6. 加算金及び延滞金の算 出根拠			
7. 未納返還額	返還金	0円	平成 年 月 日
	加算金		平成 年 月 日
	延滞金		平成 年 月 日

MEMS 事業者名称	〇〇〇〇	担当者名	〇〇 〇〇
------------	------	------	-------

（備考） 用紙は日本工業規格A4とする。



9. 東京都環境公社登録システム・機器一覧

(平成28年3月18日現在)

	登録番号	事業者名	問合せ先部署及び電話番号
1	MS001-01	あなぶきパワー&リース株式会社	技術部 技術グループ 087-825-5330
2	MS002-01	アルテリア・ネットワークス株式会社	エネルミーサービス室 03-6823-0546
3	MS003-01	伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社	コールセンター「アイフロント24」 0120-987-550
4	MS003-02	同上	同上
5	MS004-01	伊藤忠ケーブルシステム株式会社	ライフコンテンツサービス部 03-6277-1826
6	MS004-02	同上	同上
7	MS005-01	株式会社NTTファシリティーズ	スマートビジネス本部 スマートマンション サービス部 03-5444-5487
8	MS006-01	オリックス電力株式会社	運用部 03-5730-0249
9	MS006-02	同上	同上
10	MS006-03	同上	同上
11	MS007-01	株式会社ジュピターテレコム	電力事業推進部 03-6760-8595
12	MS008-01	昭和シェル石油株式会社	新規事業推進部 03-5531-6340
13	MS009-01	株式会社テンフィートライト	東日本営業ユニット 03-6895-3048
14	MS010-01	株式会社東急コミュニティー	エネルギーソリューションセンター 03-5717-1545
15	MS010-02	同上	同上
16	MS011-01	日本ハウズイング株式会社	事業開発室 03-6691-9292
17	MS011-02	同上	同上
18	MS011-03	同上	同上
19	MS012-01	株式会社長谷工アネシス	スマートマンション事業部 03-3456-6077
20	MS013-01	株式会社日立製作所インフラシステム社	産業ソリューション事業部 セキュリティ エンジニアリング部 03-5928-8250
21	MS014-01	株式会社ファミリーネット・ジャパン	営業開発部 03-6759-2910
22	MS014-02	同上	同上
23	MS014-03	同上	同上
24	MS014-04	同上	同上
25	MS015-01	三菱電機株式会社	トータルセキュリティー事業推進部 03-3218-9930
26	MS015-02	同上	同上



### スマートマンション導入促進事業実施要綱

(制定) 平成26年3月31日付25環エ分第39号

(改正) 平成27年5月11日付27環地地第53号

#### 第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、「低炭素」・「快適性」・「防災力」の3つを同時に備えたスマートエネルギー都市を実現するために、都内の集合住宅にMEMS（マンションのエネルギー管理システム）を設置し、エネルギーの使用の効率化及び電力需要の抑制による無理のない節電を促進するための「スマートマンション導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 本事業の概要

- 1 都は、集合住宅にMEMSの設置をする者（以下「MEMS設置者」という。）に対して、当該設置に必要な経費の一部を助成する。
- 2 都は、前項の助成を受けたMEMS設置者に対し、次の事項を行うことを求める。
  - (1) 建物全体（集合住宅の部分に限る。）の電力消費量を10%削減すること。
  - (2) 需給ひっ迫時の電力会社からの節電要請に対応すること。

#### 第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 集合住宅 各々が独立して電力会社等と電力使用契約を取り交わすことができる複数の住戸が、同一の建物に存在する建物
- 2 MEMS 集合住宅の電力消費量等を計測蓄積し、当該集合住宅や遠隔地での可視化を図り、照明、空調設備等の接続機器を制御し、又は電力需要のピークを抑制する機能等を有するエネルギー管理システム
- 3 エネルギー管理支援サービス MEMSを利用して電力消費量等を把握するとともに、照明、空調等の効率的な運転管理、電力需要のピークの抑制等を支援する役務
- 4 MEMSアグリゲータ エネルギー管理支援サービスを通じて10%以上の電力消費量の削減を目標に事業を行う者として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）の登録を受けた事業者

- 5 MEMS事業者 エネルギー管理支援サービスを通じて10%以上の電力消費量の削減を目標に事業を行う者
- 6 リース契約 第4 1 (3)に規定する助成対象設備の貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当該設備の使用料を貸主に支払う契約
- 7 割賦販売契約 第4 1 (3)に規定する助成対象設備の所有者である売主が、当該設備の貸主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該設備の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該設備の所有権が売主に留保されることを条件に、当該設備を販売する契約

#### 第4 本事業の具体的な内容

##### 1 MEMS等の設置に係る経費の助成

###### (1) 助成対象事業者

助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次のとおりとする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超える法人を除く。

ア (2)の助成対象事業を実施する集合住宅の全戸の所有者又は管理組合（新築された集合住宅であって、管理組合が設置されていない場合にあっては、当該集合住宅の建築主とする。）

イ アに掲げる者のほか、(3)の助成対象設備を所有するもの（アに掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限り。）

ウ ア及びイに掲げる者のほか、アに掲げる者とエネルギー管理支援サービスに係る契約を締結し、かつ、イに掲げる者とリース契約又は割賦販売の契約を締結しているもの（ア及びイに掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限り。）

###### (2) 助成対象事業の要件

助成金の交付対象となる事業は、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 都内の集合住宅（新築のものにあっては、住戸の数が100戸未満のものに限る。）において、(3)の助成対象設備のうち、少なくともMEMSを設置すること。

イ (1) アの助成対象事業者が、同一のMEMSアグリゲータ又はMEMS事業者(以下「MEMSアグリゲータ等」という。)と2年以上のエネルギー管理支援サービスに係る契約を締結すること。

ウ 以下のいずれかに該当すること。

(ア) S I Iが実施するスマートマンション導入加速化推進事業(以下「国事業」という。)に係る補助金の交付対象として決定されていること。

(イ) 本事業の助成対象として別に定める登録を受けたシステム等を導入すること。

### (3) 助成対象設備

助成対象設備は、次のとおりとし、別に定める要件を満たすものとする。

ア MEMSを構成する設備

イ アに掲げるもののほか、エネルギー管理支援サービス関連設備として別に定めるもの

### (4) 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、(3)の助成対象設備の設置に要する次の経費((2)ウ(ア)に該当する場合は、国事業に係る補助金において補助対象経費として決定されたものに限る。)とする。

ア 設備費(設備機器の購入等に要する費用をいう。)

イ 工事費(工事に要する費用をいう。)

### (5) 助成金額

助成金の交付額は、助成対象経費の2分の1の額(助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、補助対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額)とする。

## 2 助成対象事業者による報告等

### (1) 電力消費量の削減等に係る取組

助成対象事業者は、MEMSアグリゲータ等の行うエネルギー管理支援サービスを活用して次の事項を行うよう努めるものとする。

ア 既築の建物にあってはMEMS設置前の建物の全体(集合住宅の部分に限る。以下アにおいて同じ。)の電力消費量と比較して、新築の建物にあってはMEMSを設置しておらず、かつ、面積、施設等が当該建物と同等の建物の全体と比較して、その建物全体の電力消費量の10%を削減すること。

イ 需給ひっ迫時の電力会社からの節電要請に対応し、電力使用を抑制すること。

### (2) 事業者の報告

助成対象事業者は、(1)アの実績にあつては都の求めに応じて、(1)イの実績にあつては別に定める日までに、都に報告を行うものとする。

### (3) 指導・助言

都は、必要に応じて、助成対象事業者に対し、(1)ア及びイに係る取組について指導及び助言を行うものとする。

## 第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

## 第6 本事業の実施期間

- 1 第4による助成金の交付申請の募集は、平成26年度から平成30年度まで行う。
- 2 第4による助成金の交付は、平成26年度から平成30年度まで行う。

## 第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則(平成26年3月31日付25環エ分第39号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月11日付27環地地第53号)

この要綱は、平成27年5月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

## 手続きの手引き

### スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱

（制定）平成27年7月13日付27都環公総地第534号

#### （目的）

第1条 この要綱は、スマートマンション導入促進事業実施要綱（平成26年3月31日付25環エ分第39号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。）第53に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行するスマートマンション導入促進事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 電力需給契約 電力会社等が需要家の求めに応じ電気を引き渡し、需要家が引渡しを受けた電気の対価を支払う双務契約
- 二 電力需給ひっ迫警報 電気の需要量と供給量のバランスが悪化し、電力需給のひっ迫が予想される場合に、政府が需要家に対して一層の節電の協力を要請するために発出する警報
- 三 電力使用制限令 電気事業法（昭和39年法律第170号）第27条第1項の規定に基づく経済産業大臣の命令又は勧告

#### （助成対象事業者）

第3条 本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、実施要綱第4 1（1）に掲げるものであって、過去に税金の滞納がないもの、刑事上の処分を受けていないもの及びその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められるものとする。

2 次に掲げる個人又は団体は、助成対象事業者としない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に

暴力団員等に該当する者があるもの

#### （助成対象事業）

第4条 助成対象事業は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 実施要綱第4 1（2）ア、イ及びウ（イ）に掲げる要件を満たすものであって、公社が必要かつ適切と認めたもの
- 二 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施するスマートマンション導入加速化推進事業に係る補助金の交付対象として決定を受けていないもの

#### （助成対象設備）

第5条 本助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）は、実施要綱第4 1（3）に定める設備であって、本助成金の助成対象となるシステム・機器として次条の規定により公社が必要かつ適切と認めたものとする。

#### （助成対象システムの登録）

第6条 公社は、本助成金の補助対象となるシステムを募集する。

- 2 公社は、前項の募集に対し応募があったMEMS等のシステムについて審査を行い、要件を満たすものを本助成金の助成対象となるシステム・機器として登録する。
- 3 本助成金の助成対象となるシステム・機器の登録の要件及び方法等については、公社が別に定める。

#### （助成対象経費）

第7条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4 1（4）に定める経費であって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次にあげる経費は、助成対象としない。
  - 一 過剰であるとみなされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は助成対象 事業以外において使用することを目的としたものに要する経費。
  - 二 第1 1条第1項の規定により公社が交付の決定をした日の前に契約を締結したものににかかる経費。ただし、平成27年4月1日から平成27年8月31日までに契約を締結し、公社が別に定める期日までに書類を提出したものに係る経費は除く。
- 3 助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達又は助成対象事業者に関係

## 手続きの手引き

するものからの調達分がある場合は、本助成金の交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とする。

(本助成金の額)

第8条 本助成金の交付額は、実施要綱第4 1 (5)に定める金額とする。この場合において、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本事業の実施期間)

第9条 本事業の助成対象事業ごとの実施期間は、MEMSアグリゲータ等がエネルギー管理支援サービス(以下「サービス」という。)の運用を開始した日から起算して少なくとも2年間とする。ただし、サービスの運用期間が2年に満たない場合はその期間とする。

(本助成金の交付申請)

第10条 本助成金の交付を受けようとする者は、公社が別に定める期間(天変地異等申請者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合にあつては、公社が認める期間)に助成金交付申請書(第1号様式)、誓約書(第2号様式)その他の別表第1に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請において、実施要綱第4 1 (1)イに掲げる助成対象事業者が助成対象事業を実施する場合にあつては当該事業者及び実施要綱4 1 (1)アに掲げる助成対象事業者が、実施要綱4 1 (1)ウに掲げる助成対象事業者が助成対象事業を実施しようとする場合にあつては当該事業者並びに実施要綱第4 1 (1)ア及びイに掲げる助成対象事業者が、それぞれ共同で申請しなければならない。
- 3 前項の規定は、第14条第1項、第15条第1項、第17条第1項、第18条、第20条第1項及び第24条第3項の規定により申請書等を公社に提出する場合に準用する。

(受理の停止等)

第11条 公社は前条第1項の規定による申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の基金の額を超過した日(以下、「予算超過日」という。)をもって、申請の受理を停止する。

- 2 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があつた場合は、当該複数の申請について抽選を行い、申請に係る本助成金の交付申請額の合計が公社の基金の額を超過しない範囲で受理するものを決定する。
- 3 公社は前条第1項の規定による申請を前項の規定により不受理とした場合、当該申請をした助成対象事業者に対し、不受理とした旨を助成金不交付決定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(本助成金の交付決定)

第12条 公社は、第10条第1項の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 公社は、前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 3 公社は、第10条第1項の申請をした助成対象事業者に対し、本条第1項の決定において、本助成金を交付する場合にあつては助成金交付決定通知書(第8号様式)により、不交付とする場合にあつては助成金不交付決定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(交付の条件)

第13条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第3項の規定により本助成金の交付決定通知書を受けるとする助成対象事業者(以下「助成事業者」という。)に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 実施要綱第4 2 (1)アに掲げる事項を行うよう努めるとともに、サービスを開始した日から2年間の電力消費量に関する実績について、公社(本事業に係る都から公社への委託が終了している場合にあつては、都のことをいう。以下本条において同じ。)が報告を求めたときは、公社が別に定める方法により、これに応じること。
- 二 電力の需給ひっ迫等に関し、次の措置を実施すること(次号に該当する場合を除く。)
  - ア 電力需給契約を結ぶ電力会社等と、電力の不足が想定される場合に電力会社等からの要請に応じて本助成金の交付対象となった設備を設置する建物において電力を削減する契約(以下「デマンドレスポンス契約」という。)を締結す

## 手続きの手引き

ること。

イ デマンドレスポンス契約に基づき電力会社等から要請があった場合は、必ず電力を削減する措置を講じ、その内容を節電対応実績報告書（第10号様式）により、速やかに公社に報告すること。

三 電力需給契約を結ぶ電力会社等にデマンドレスポンス契約の形態がない場合又は本助成金の交付対象となった設備を設置する建物に適合するデマンドレスポンス契約がない場合には、電力の需給ひっ迫に関し、次の措置を実施すること。

ア 電力の不足が想定される場合に講じる対策について、節電対応届出書（第11号様式）により、公社に届け出ること。

イ 東京都を管轄する一般電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第二号の一般電気事業者をいう。）が公表する1日当たりの電力使用の見通しにおいて、電力使用率（電気の最大需要見込量を電気の供給可能量で除して算出する値をいう。）が97%以上である日においては、本助成金の交付対象となった設備を設置する建物において、節電対応届出書（第11号様式）により届け出た対策を必ず実施し、実施した対策の内容については、節電対応実績報告書（第10号様式）により、速やかに公社に報告すること。

四 東京都内において、電力需給ひっ迫警報又は電力使用制限令が発せられた場合には、必ず電力の使用を抑制する措置を講じ、その内容を節電対応実績報告書（第10号様式）により、速やかに公社に報告すること。

五 目的を一とする事業に関して本助成金以外に都から交付される助成金その他の給付金を受給しないこと。

六 本要綱並びに本助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第3項の助成金の交付決定通知を受けた助成対象事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

七 第15条第1項に該当し、助成事業を継続して実施しようとするときは、公社の承認を受けること。

八 公社が第23条第1項の規定により本助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。

九 公社が第24条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第25条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第26条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。

十 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行うときは遅滞なくこれに応ずること。

（申請の撤回）

第14条 助成事業者は、第12条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第12号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を都へ報告するものとする。

（助成事業の承継）

第15条 助成事業者の地位の承継（相続、法人の合併、分割等又は契約による共同申請者への所有権移転に限る。）が行われた場合において、助成事業者の地位を承継した者（以下「承継者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、助成事業継続実施承認申請書（第13号様式）を公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、承継者が当該助成事業を継続して実施することの承認又は不承認を行い、助成事業継続実施（承認・不承認）通知書（第14号様式）により、承継者へ通知する。

3 公社は、前項の承認を行った場合には、都へ報告する。

（事情変更による決定の取消し等）

第16条 公社は、本助成金の交付の決定後、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 公社は、前項の取消し又は変更に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

（助成事業の計画変更に伴う申請）

第17条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書（第15号様式）を提出しなければならない。

## 手続きの手引き

---

- 一 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- 二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。
- 2 会社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めるときは、変更を承認するものとする。
- 3 会社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 4 会社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者へ通知するものとする。
- 5 会社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

### (事業者情報の変更に伴う届出)

第18条 助成事業者は、個人にあつては氏名、住所等を、法人にあつては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書（第16号様式）を会社に提出しなければならない。

### (債権譲渡の禁止)

- 第19条 助成事業者は、第12条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部について、第三者に対して譲渡をし、又は承継（第15条第1項に規定する承継を除く。）をさせてはならない。ただし、会社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。
- 2 会社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

### (実績の報告)

- 第20条 助成事業者は、助成事業に係る工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書（第17号様式）及び別表第2に掲げる書類を会社に提出しなければならない。
- 2 助成事業者は、前項の規定による提出を、平成30年12月28日までに行わなければならない。

### (助成金の額の確定)

第21条 会社は、前条第1項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第1

2条第1項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成事業者に対し、助成金確定通知書（第22号様式）により通知するものとする。

### (本助成金の交付)

- 第22条 助成事業者は、前条の規定により額の確定の通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第23号様式）を提出しなければならない。
- 2 会社は、前項の助成金交付請求書の提出を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認められたものについて、本助成金を支払うものとする。

### (交付決定の取消し)

- 第23条 会社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第12条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
  - 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
  - 三 本事業に係る会社の指示に従わなかったとき。
  - 四 交付決定を受けた者（法人にあつては代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団等又は暴力団に該当するに至ったとき。
  - 五 その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 2 会社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
  - 3 第1項の規定は、第21条に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。
  - 4 会社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者へ通知するものとする。
  - 5 本事業に係る都から会社への委託が終了しているときは、第1項及び第4項中「会社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

### (本助成金の返還)

第24条 会社は、助成事業者に対し、第16条第1項又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成

## 手続きの手引き

事業者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
- 3 助成事業者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第24号様式）を提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第26条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。
- 5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項から第3項までの規定（前項で準用する第3項を含む。）中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

### （違約加算金）

- 第25条 公社は、第23条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
  - 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

### （延滞金）

- 第26条 公社は、助成事業者に対し、第24条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
  - 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあ

るのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

### （他の助成金等の一時停止等）

- 第27条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該助成金、違約加算金若しくは遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。
- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項において「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

### （財産の管理及び処分）

- 第28条 助成事業者は、助成事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の管理及び処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければならない。
- 一 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとし、処分してはならない。
  - 二 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものであって法定耐用年数の期間内に処分をしようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（第25号様式）により公社の承認を受けること。
- 2 公社は、前項の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合には、助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日26都環公総地第6号）第3-2に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。
  - 3 助成事業者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
  - 4 公社は、前項の規定により、助成事業者から算出金が納付され、処分を承認したときは速やかに財産等処分承認通知書（第26号様式）により、通知するものとする。
  - 5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前4項中「公社」とあ

## 手続きの手引き

---

るのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(助成事業の経理)

第29条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の書類について、第20条第1項に規定する工事完了報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から5年間保存しておかなければならない。

(調査等)

第30条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項の規定（前項で準用する第1項を含む。）中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(指導・助言)

第31条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(個人情報等の取扱い)

第32条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

- 2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(その他必要な事項)

第33条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則（平成27年7月13日付27都環公総地第534号）

(施行期日)

この要綱は、平成27年7月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。